

第3期  
大石田町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月  
山形県 大石田町



# 目 次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>3</b>
1 計画策定の背景と趣旨 .....	3
2 計画の位置づけ .....	4
3 上位計画・関連計画との関係 .....	4
4 子ども・子育てに関する主な法律・制度 .....	5
5 計画の期間 .....	7
6 持続可能な開発目標（SDGs）について .....	7
7 ニーズ調査の実施について .....	8
<b>第2章 子ども・子育て支援の現状と課題</b> .....	<b>19</b>
1 人口・世帯数の推移 .....	19
2 出生の動向 .....	25
3 婚姻・離婚の状況 .....	27
4 就労の状況 .....	29
5 教育・保育施設の状況 .....	32
6 地域の子育て支援の状況 .....	34
7 第2期子ども・子育て支援事業計画の経過と評価 .....	36
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>53</b>
1 計画の基本理念 .....	53
2 施策の基本的な方向性 .....	53
3 計画の基本目標 .....	55
4 計画の施策体系 .....	56
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>59</b>
基本目標Ⅰ 地域における子育て支援の環境づくり .....	59
1 地域における子育て支援サービスの充実 .....	59
2 保育サービスの充実 .....	59
3 子育て支援のネットワークづくり .....	60
4 子どもの健全育成 .....	61
5 地域における人材養成 .....	62
基本目標Ⅱ 母と子の健康を守る環境づくり .....	63
1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策の充実 .....	63
2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 .....	64
3 食育の推進 .....	65
4 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり .....	66
5 小児医療の充実 .....	66
基本目標Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり .....	67
1 次代の親の育成 .....	67

2	子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備	67
3	家庭や地域の教育力の向上	70
4	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	71
基本目標Ⅳ	子どもや子育てにやさしく安全な環境づくり	72
1	良質な住宅・住環境の確保	72
2	安全な道路交通環境の整備	72
3	安心して外出できる環境の整備	73
4	子どもを犯罪等の被害から守るための安全・安心なまちづくりの推進	73
5	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	74
6	被害に遭った子どもの保護の推進	74
基本目標Ⅴ	ワーク・ライフ・バランスの推進	75
1	多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し	75
2	仕事と子育ての両立の推進と基盤整備	75
3	結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進	75
基本目標Ⅵ	特に支援が必要な子どもを支える環境づくり	76
1	児童虐待防止対策の充実	76
2	ひとり親家庭等の自立支援の推進	77
3	障がい児施策の充実	78
基本目標Ⅶ	若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり	80
1	多様な就労の場の確保と就労の支援	80
2	行政、地域、企業等における結婚しやすい環境づくりの推進	81
<b>第5章</b>	<b>子ども・子育て支援事業の展開</b>	<b>85</b>
1	子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正	85
2	計画の基本的記載事項	85
3	教育・保育事業等の提供区域	86
4	児童人口の将来推計	87
5	教育・保育の量の見込みと確保方策	88
6	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	91
7	教育・保育等の円滑な利用及び質の向上について	99
<b>第6章</b>	<b>計画の推進・評価体制</b>	<b>103</b>
1	計画の推進体制	103
2	計画の公表及び周知	103
3	計画の評価と進行管理	103

# 第1章

## 計画策定にあたって



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は、平成29年では 1.43、令和5年では 1.20 と減少傾向が続いています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとし、令和元年10月からは、子どもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取組を進めてきました。

令和5年4月には、こども政策をより強力で推進していくため、「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月には少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

大石田町(以降「本町」という。)では、子ども・子育て支援法に基づき、平成26年度に「大石田町子ども・子育て支援事業計画」、また令和元年度に「第2期大石田町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」、「地域子育ての支援の充実」及び「子どもの貧困対策」に向けた施策を推進してきました。

「第2期大石田町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で計画期間満了を迎えることから、社会環境の変化や本町の子育てを取り巻く現状、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、子育て支援の取組をより効果的に推進するため、「第3期大石田町子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定いたします。

## 2 計画の位置づけ

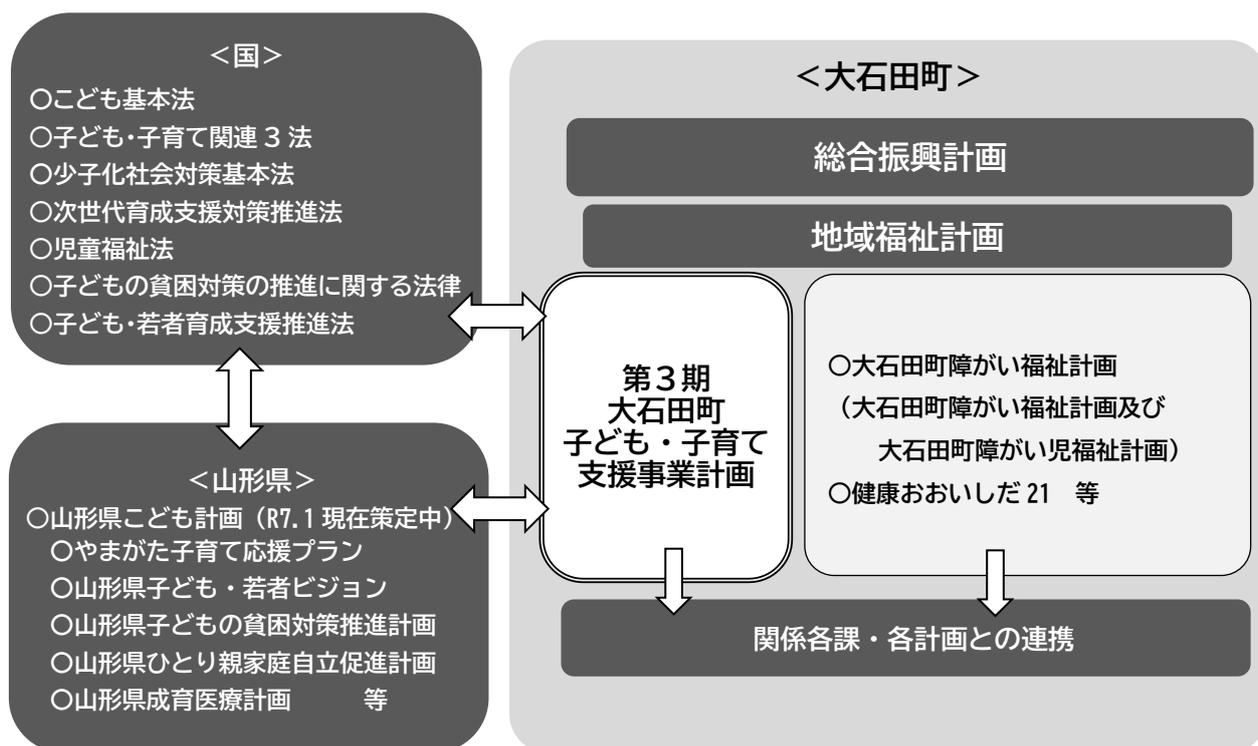
本計画は、「子ども・子育て支援法」(以下「法」という。)第 61 条第 1 項に基づく計画として、国の定めた子ども・子育て支援法に基づく基本指針(以下「基本指針」という。)に即して、策定するものです。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく次世代育成支援対策推進行動計画の考えや取組を可能な限り踏襲した、「子ども・子育て支援」を総合的に推進していく事業計画と位置づけます。

## 3 上位計画・関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、「美しい自然と共生し、安心して暮らせる あたたかいまち」を将来像とした、「第7次大石田町総合振興計画」をはじめ、「大石田町障がい福祉計画(第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画)」、「健康おいしだ21」との整合性を図りました。

### ■ 他計画等との連携



## 4 子ども・子育てに関する主な法律・制度

### ■ 子ども・子育て関連3法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

平成	法律・制度等	内容
24年度	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援事業の策定が明記。
25年度	待機児童解消加速化プラン	平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保。(⇒平成27年に50万人分に拡大)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。 (⇒平成26年8月29日子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定)
26年度	次世代育成支援対策推進法	令和7年3月末までの時限立法に延長。 (令和17年3月31日まで再延長)
27年度	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート(計画期間:平成27年度~平成31年度)。
	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。 (⇒平成27年に9万人分に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組の強化。
28年度	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより40万人⇒50万人分に上乗せされた10万人分の受け皿確保について、内訳の5万人分を企業主導型保育の設置により対応。
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。平成30年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
	児童福祉法改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など。 (一部平成29年4月施行)

平成	法律・制度等	内容
29年度	子育て安心プラン	令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
30年度	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消（都道府県がまとめ役となる）など。
	新・放課後子ども総合プラン	令和5年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進。

令和	法律・制度等	内容
元年度	幼児教育・保育の無償化	10月より開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施。
2年度	子ども・子育て支援事業計画（第2期）	市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（第2期）開始。（計画期間：令和2年度～令和6年度）
4年度	子ども・子育て支援法一部改正	市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加、施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ、子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設。
	児童手当法の一部改正	児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。
5年度	こども家庭庁の創設	こどもの最善の利益を第一として、こどもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指す。
	こども基本法の成立	全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。
	こども大綱の閣議決定	これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める。

## 5 計画の期間

本計画の期間は、法に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間とし、令和6年度に策定しました。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うものとしします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期大石田町子ども・子育て支援事業計画									
					第3期大石田町子ども・子育て支援事業計画				

## 6 持続可能な開発目標(SDGs)について

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2030年までに達成する17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本町においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取組を進めていきます。

本計画に関連するSDGsの目標は、以下のとおりです。



## 7 ニーズ調査の実施について

### (1)調査の概要

本計画策定の基礎資料とするため、令和6年2月に「大石田町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」を実施しました。

ニーズ調査により、子育て家庭の現状と教育・保育及び地域の子育て支援に対するニーズ量(現在の利用状況と今後の利用希望)を把握しました。

#### 【調査の概要】

対象者	就学前児童の保護者	小学校児童の保護者
配布数	168名	240名
回収数	119名	187名
回収率	70.8%	77.9%
調査方法	郵送及び町内各小学校、保育園を通じて配布・回収	
調査期間	令和6年2月	

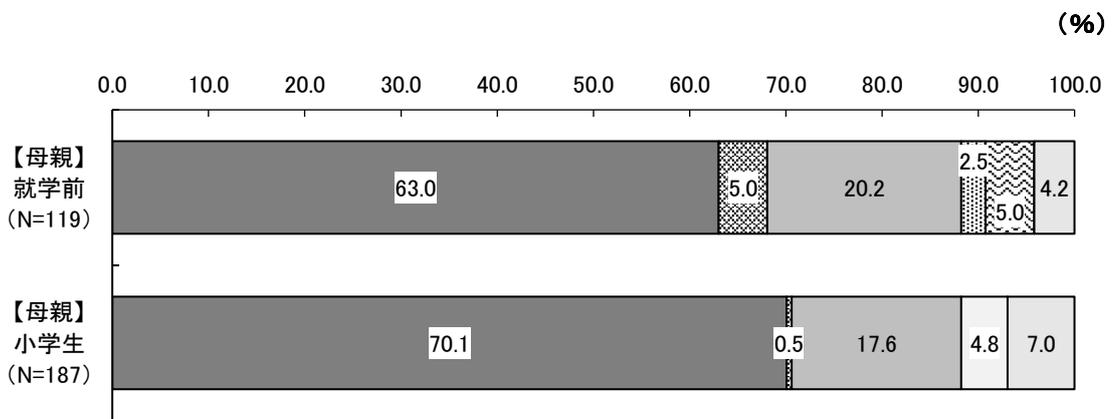
## (2) ニーズ調査結果の概要

### ① 母親の就労状況

就学前では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 63.0% (前回 56.3%) と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 20.2% (前回 21.8%) となっています。

小学生では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 70.1% (前回 68.1%) と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 17.6% (前回 21.4%) となっています。

就学前、小学生ともに、8割が就労しており、前回調査と比較して、どちらも「フルタイムで就労」している割合が増加しています。



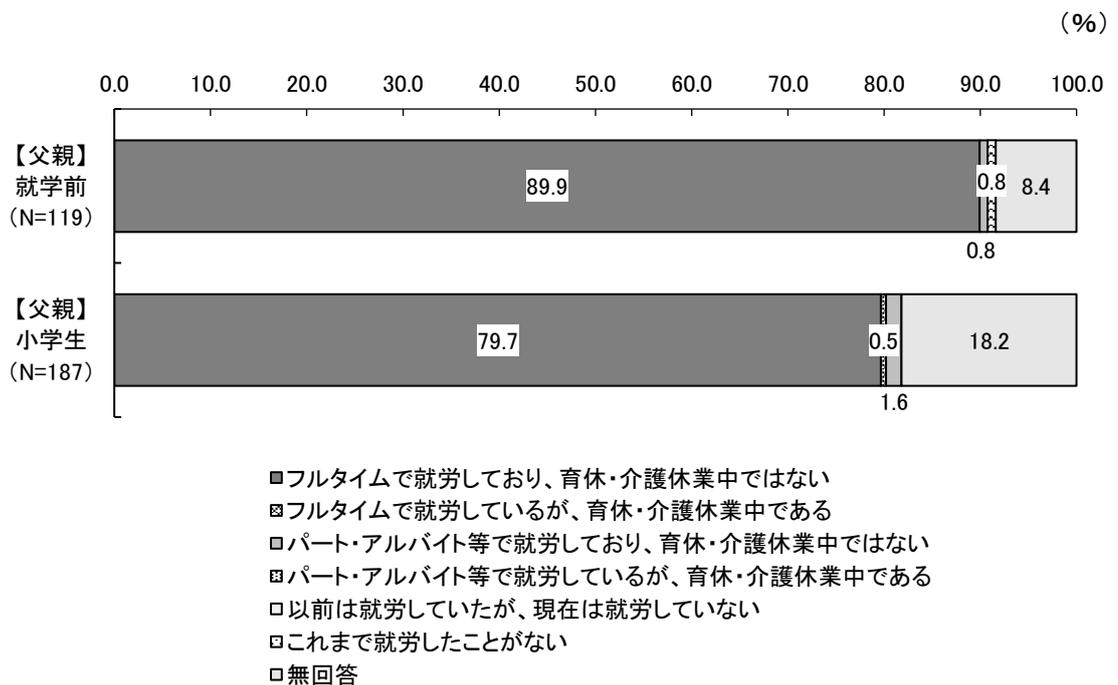
- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▨フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▨パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

## ②父親の就労状況

就学前では「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が89.9%(前回 87.4%)と最も高くなっています。

小学生では「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が79.7%(前回 86.1%)と最も高くなっています。

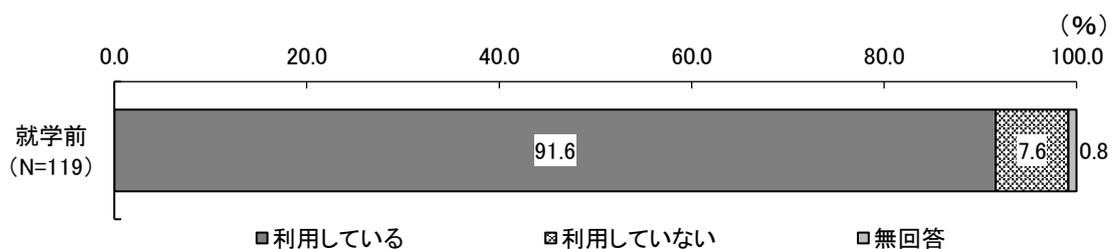
就学前では8割、小学生では7割が就労している状況です。また、前回調査と比較して、小学生では「フルタイムで就労」している割合は減少しているものの就学前では増加しており、父母ともに就労状況が上昇していることは、地域経済の動向や、職場環境の向上、子ども・子育て支援制度の進展が影響しているものと考えられます。



## ③平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

定期的な教育・保育サービスの利用状況では、「利用している」が91.6%(前回 87.4%)、「利用していない」が7.6%(前回 12.1%)となっています。

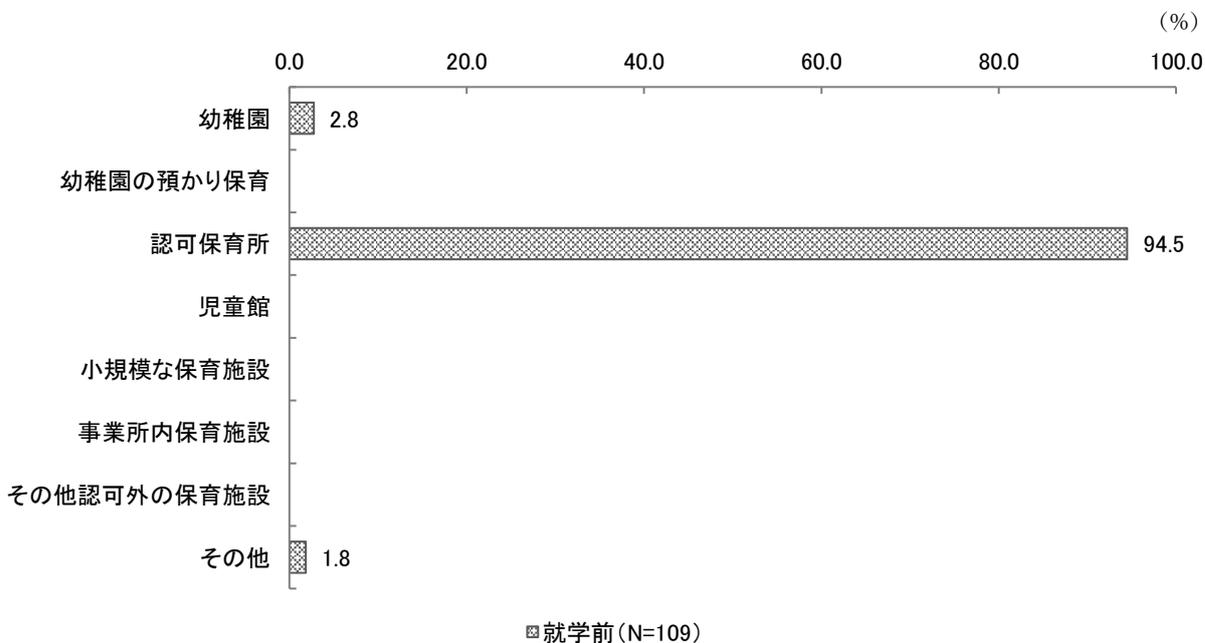
前回調査と比較して、「利用している」の割合は増加、「利用していない」の割合は減少しています。



#### ④平日に利用している定期的な教育・保育事業

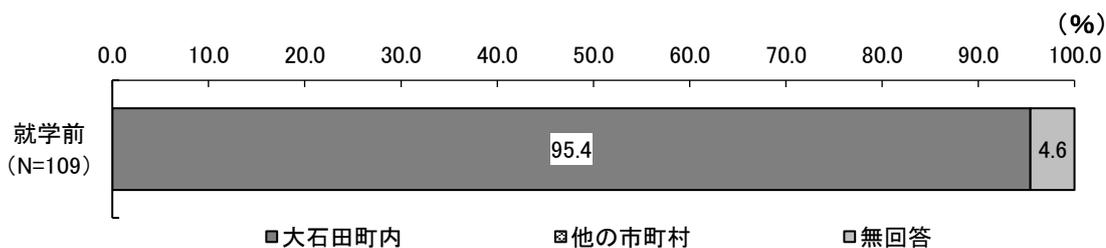
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況では、「認可保育所」が 94.5% (前回 98.7%) と最も高くなっています。

前回調査と比較すると微減しています。



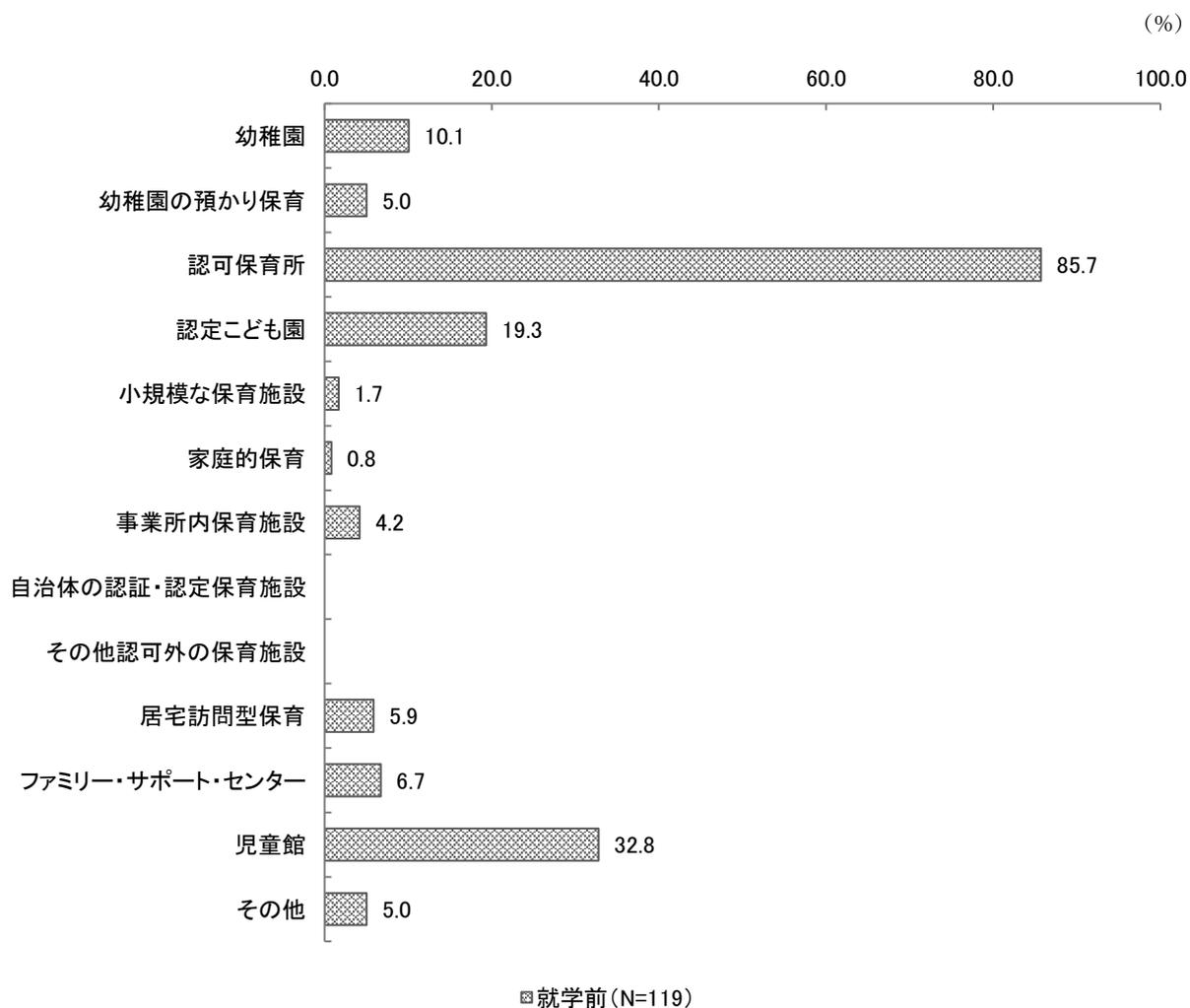
#### ⑤現在利用している教育・保育事業の場所

利用している教育・保育事業の実施場所では、「大石田町内」が 95.4% (前回 99.3%) となっており、ほとんどの方が大石田町内で利用している状況ですが、前回調査と比較すると微減しています。



⑥現在の利用の有無にかかわらず、平日に利用したい定期的な教育・保育事業

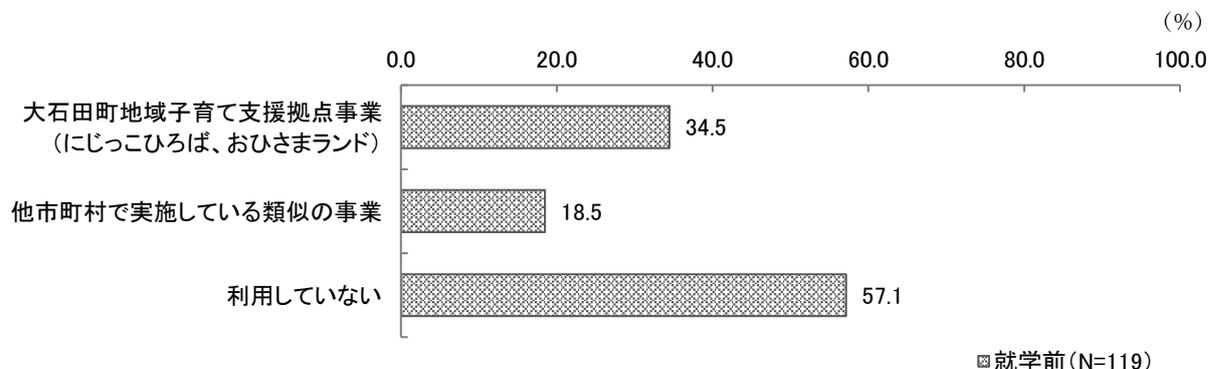
平日に利用したい定期的な教育・保育事業では、「認可保育所」が85.7%(前回86.8%)と最も高くなっています。



### ⑦ 地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業等の利用状況では、「大石田町地域子育て支援拠点事業(にじっこひろば、おひさまランド)」が34.5%(前回32.8%)、「他市町村で実施している類似の事業」が18.5%(39.7%)となっているものの、「利用していない」が57.1%(46.6%)と半数を超えています。

前回調査と比較して、他市町村の事業利用が減少しています。

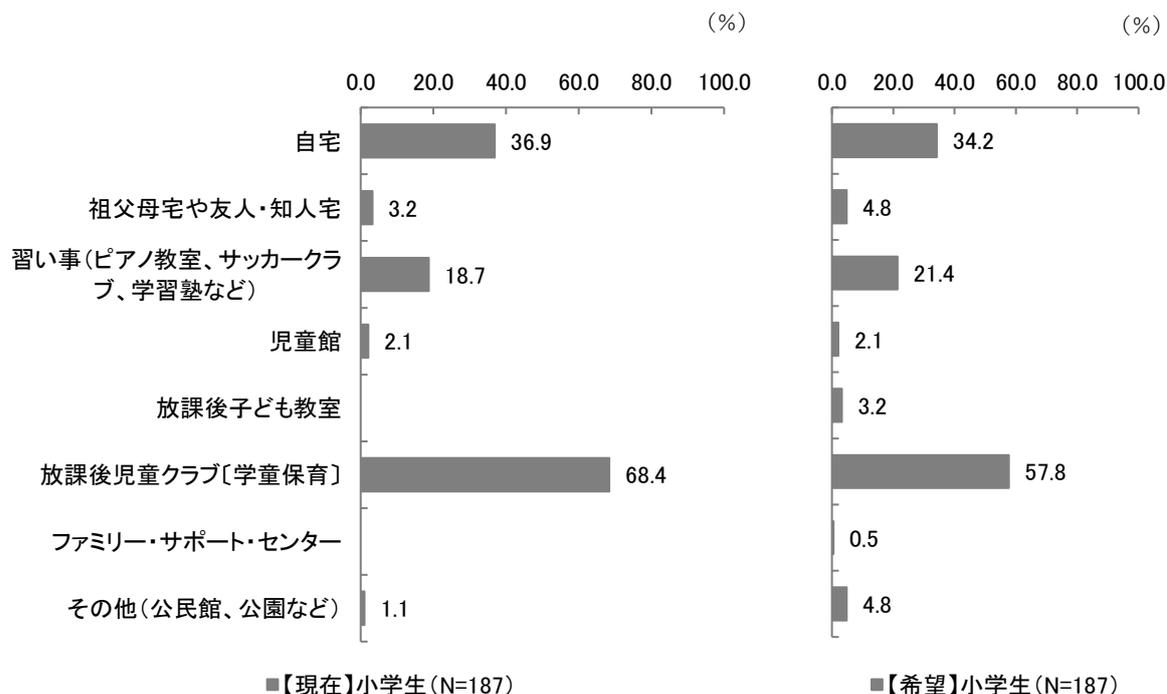


### ⑧ 放課後の時間を過ごしている場所・過ごさせたい場所 (小学校児童)

過ごしている場所では、「放課後児童クラブ[学童保育]」が68.4%(前回48.2%)と最も高く、次いで「自宅」が36.9%(前回54.5%)、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が18.7%(前回29.4%)となっています。

過ごさせたい場所では、「放課後児童クラブ[学童保育]」が57.8%(前回40.8%)と最も高く、次いで「自宅」が34.2%(前回61.2%)、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が21.4%(前回31.0%)となっています。

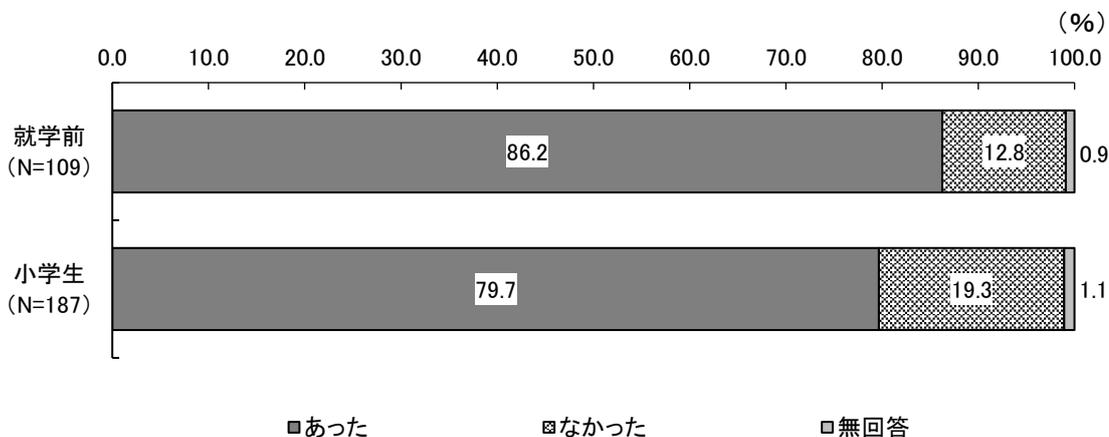
過ごしている場所、過ごさせたい場所ともに「放課後児童クラブ[学童保育]」の割合が最も高くなっています。



⑨病気やケガで通常の事業が利用できなかった状況

病気やケガで通常の事業が利用できなかった状況について、就学前では「あった」が 86.2% (前回 70.7%)、「なかった」が 12.8% (前回 23.0%)となっています。

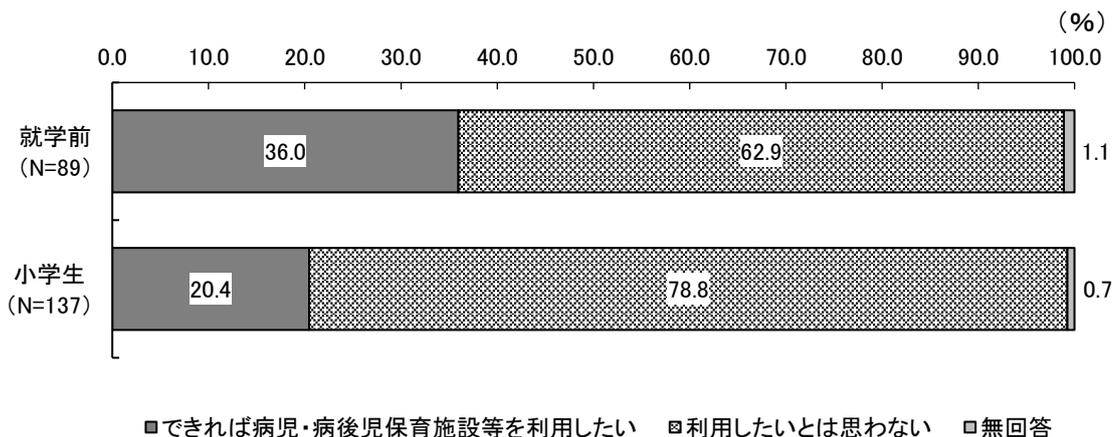
小学生では「あった」が 79.7%、「なかった」が 19.3%となっています。



⑩病気やケガの時の保育施設等の利用希望

病気やケガの時の保育施設等の利用希望について、就学前では「利用したいとは思わない」が 62.9% (前回 66.4%)、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が 36.0% (前回 33.6%)となっています。

小学生では「利用したいとは思わない」が 78.8%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が 20.4%となっています。



①自由記載（意見・要望等）

子育ての環境や支援に関してのご意見として、121人から延べ167件の回答が寄せられました。  
なお、1人で2つ以上の内容を記入している場合もあるため、件数は延べ件数となります。

【就学前】

分類項目	件数
育児・保育・学童に関する支援について	21件
日常生活に関する支援について	9件
交流・行事・遊び場に関する支援について	22件
相談・知識・情報に関する支援について	5件
健康に関する支援について	5件
行政・社会に関する支援について	15件

【小学生】

分類項目	件数
放課後の児童に関する支援について	11件
保育・教育の推進について	11件
健康に関する支援について	5件
相談・知識・情報に関する支援について	7件
子育て環境の充実について	40件
行政・社会に関する支援について	16件



## 第2章

# 子ども・子育て支援の現状と課題



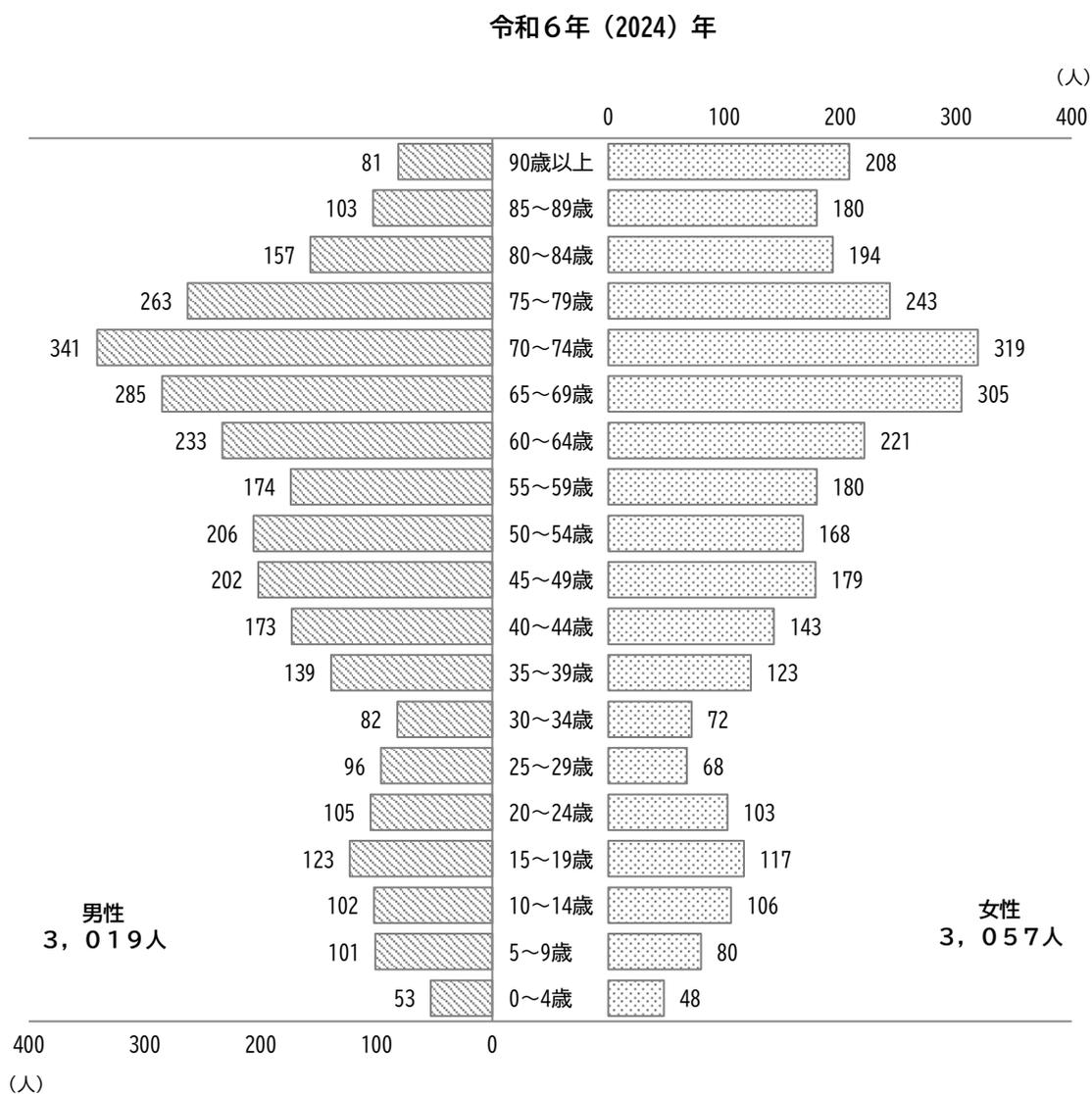
## 第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

### 1 人口・世帯数の推移

#### (1)人口構造

令和6年4月現在の年齢5歳階級の男女別人口については、男女共に70～74歳の人口が最も多く、次いで65～69歳の層となっており、高齢化が進行している状況がうかがえます。

また、子育て世代や子育てを控えた世代にあたる25～34歳の層と0～4歳の層が他の年齢層と比較して少なくなっています。

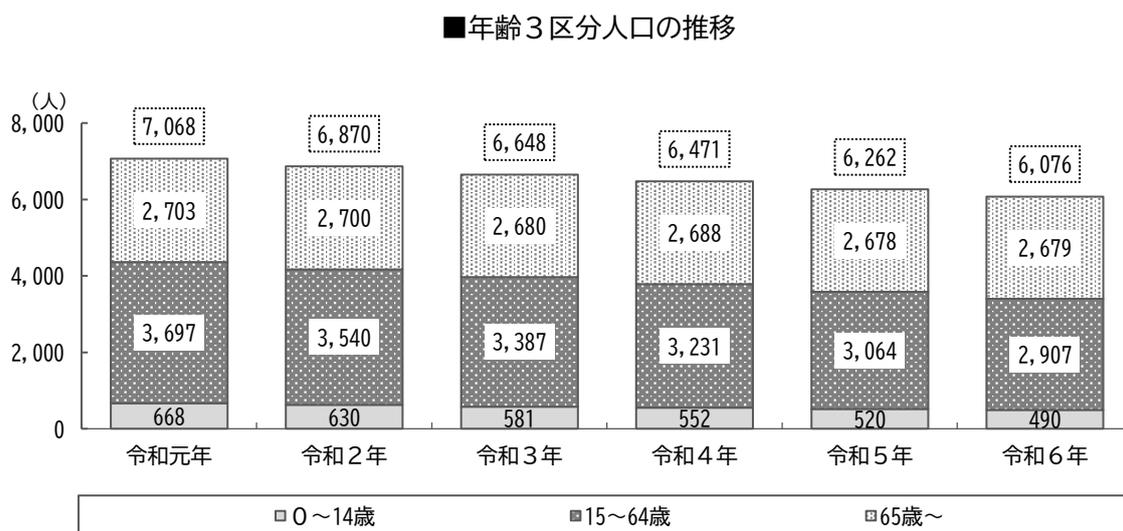


## (2)人口推移

### ①年齢3区分人口

本町の人口は、令和元年から令和6年の5年間で 992 人減少し、令和6年4月1日現在の人口は 6,076人となっています。

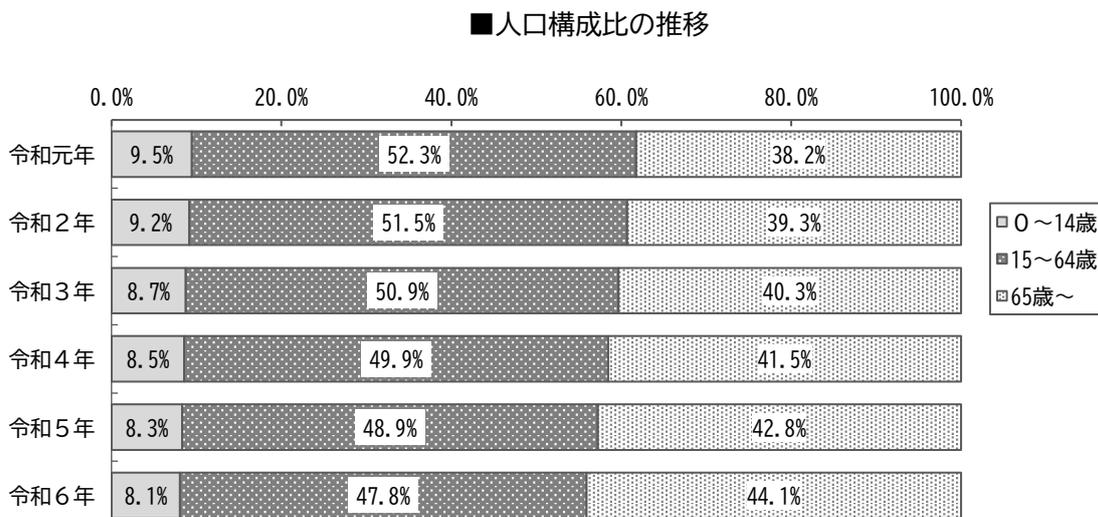
年齢3区分人口をみると、「0-14 歳」「15-64 歳」「65 歳以上」全てにおいて減少傾向で推移しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

### ②人口構成比

年齢3区分人口構成では、年少人口(0-14 歳)、生産年齢人口(15-64 歳)の割合が減少傾向、高齢者人口(65 歳以上)の割合が増加傾向にあることから、少子高齢化の進行がうかがえます。令和6年4月1日現在では、年少人口 8.1%、生産年齢人口 47.8%、高齢者人口 44.1%となっています。



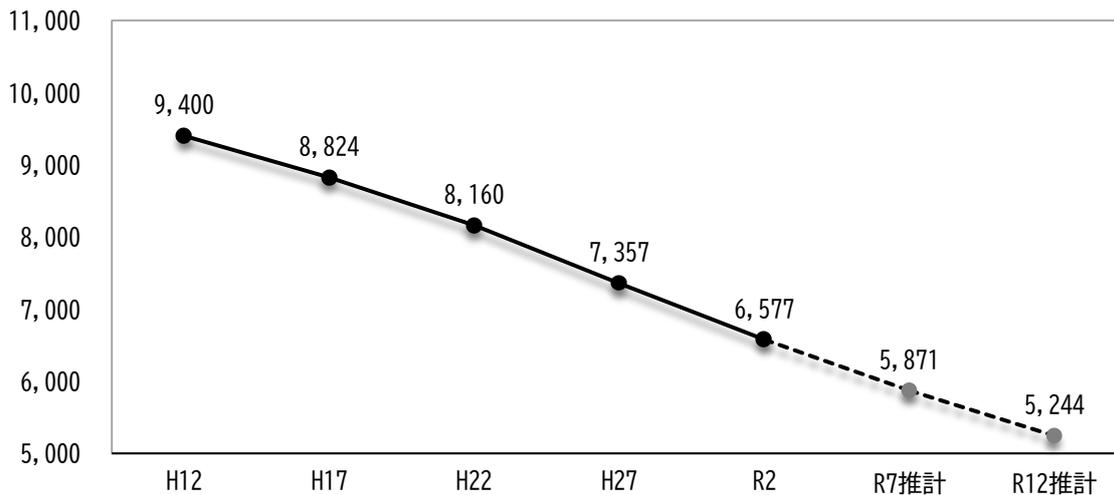
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

### (3)人口推計

本町の国勢調査結果等に基づいて、令和5年に人口問題研究所が推計したところ、総人口は減少傾向で推移し、令和12年には5,244人となる推計結果となりました。

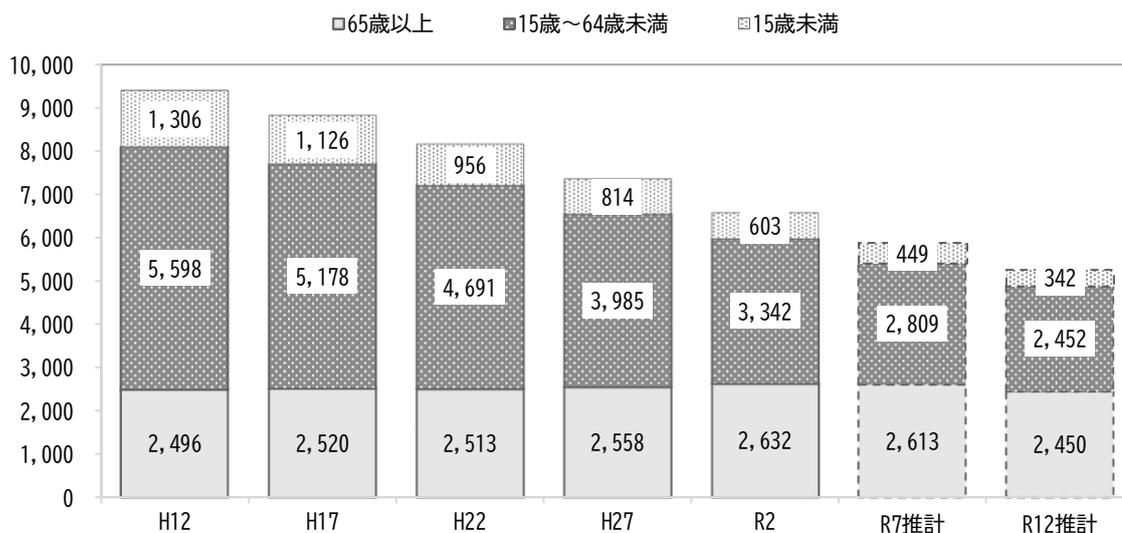
人口3分類では、年少人口(0-14歳)の割合は減少傾向で推移し、高齢者人口(65歳以上)の割合はほぼ同数で推移するものと見込まれ、相対的に生産年齢人口が大きく減少していくことが見込まれます。

【大石田町の人口推移・推計】



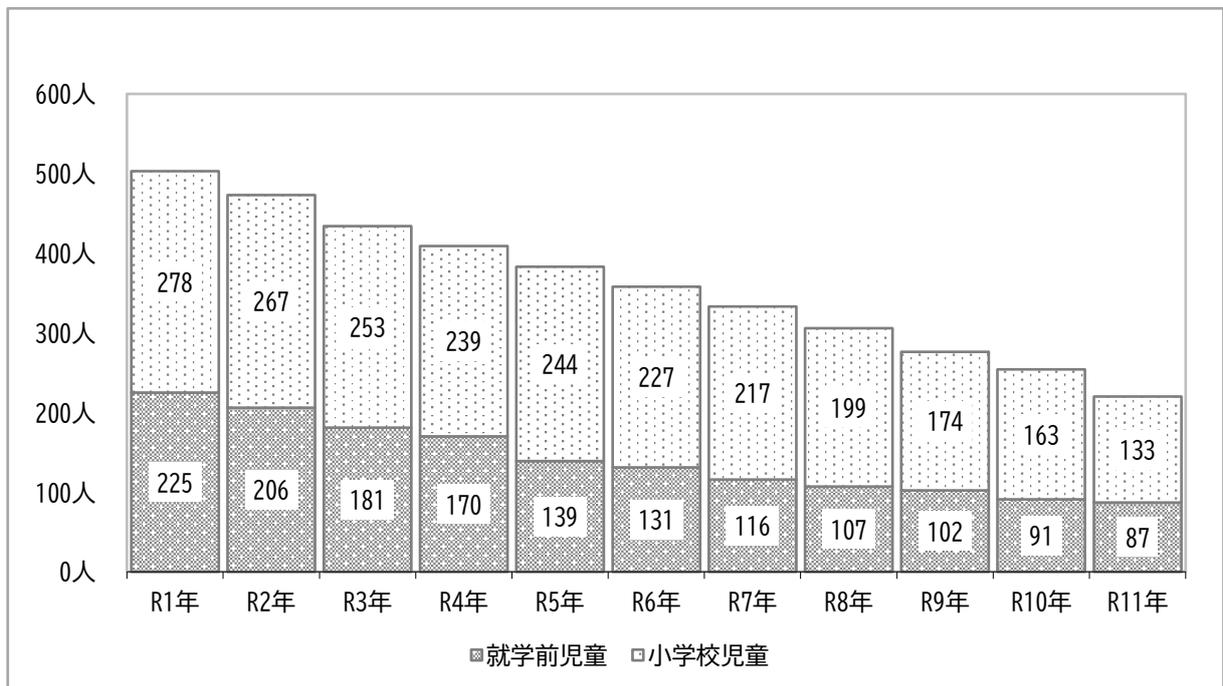
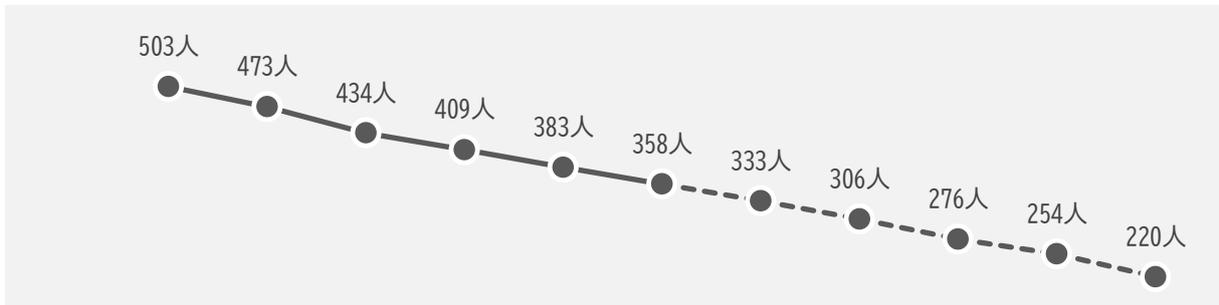
※平成12年から令和2年までは国勢調査結果、令和7年、12年が人口問題研究所による人口推計結果(令和5年推計)

【人口3分類の推移・推計】



【児童数の推計】

R1年～R6年 住民基本台帳による児童数 R7年～R11年 コーホート法による推計児童数



※今回のニーズ量調査の基本となる児童数推計です。

前ページの国勢調査による推計とは、異なるデータ、手法で計算されています。

#### (4)世帯数

総人口と同様に世帯数も減少傾向で推移しており、令和2年の一般世帯数は2,080世帯となっています。

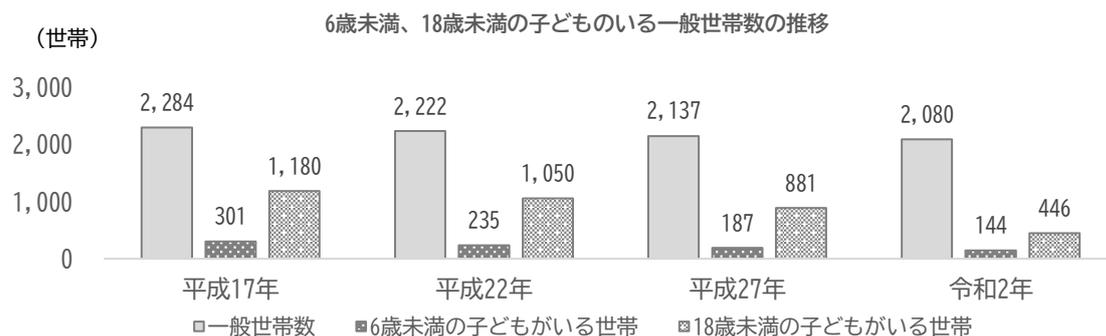
一方、核家族世帯や単独世帯が増加傾向にあり、令和2年における核家族世帯の一般世帯に占める割合は、46.2%となっています。

また、6歳未満親族のいる世帯数と18歳未満親族のいる世帯数は減少傾向にあります。

##### ◆世帯数の推移

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
一般世帯数	2,284 世帯	2,222 世帯	2,137 世帯	2,080 世帯
核家族世帯数 (対一般世帯数比)	883 世帯 38.7%	899 世帯 40.5%	947 世帯 44.3%	960 世帯 46.2%
その他の親族世帯 (対一般世帯数比)	1,180 世帯 51.7%	1,050 世帯 47.3%	881 世帯 41.2%	717 世帯 34.5%
非親族世帯 (対一般世帯数比)	0 世帯 0.0%	4 世帯 0.2%	3 世帯 0.1%	7 世帯 0.3%
単独世帯数 (対一般世帯数比)	221 世帯 9.7%	269 世帯 12.1%	306 世帯 14.3%	396 世帯 19.0%

資料：国勢調査



##### ◆児童のいる世帯の状況

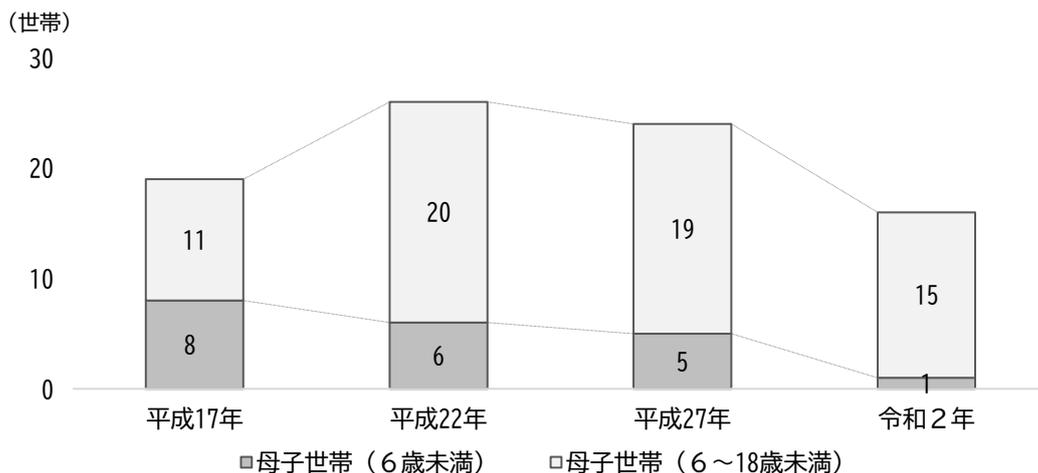
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
一般世帯数	2,284 世帯	2,222 世帯	2,137 世帯	2,080 世帯
一般世帯人員	8,690 人	7,977 人	7,154 人	6,369 人
親族人員	8,683 人	-人	-人	-人
6歳未満親族のいる一般世帯				
世帯数	301 世帯	235 世帯	187 世帯	144 世帯
世帯人員	1,752 人	1,399 人	1,097 人	828 人
6歳未満親族人員	416 人	311 人	259 人	195 人
18歳未満親族のいる一般世帯				
世帯数	818 世帯	673 世帯	567 世帯	446 世帯
世帯人員	4,469 人	3,686 人	3,034 人	2,362 人
18歳未満親族人員	1,430 人	1,186 人	1,029 人	796 人

資料：国勢調査

### (5) 母子・父子世帯の状況

18歳未満の子どもがいる母子世帯は、平成22年の26世帯から減少傾向で推移し、令和2年では16世帯となっています。

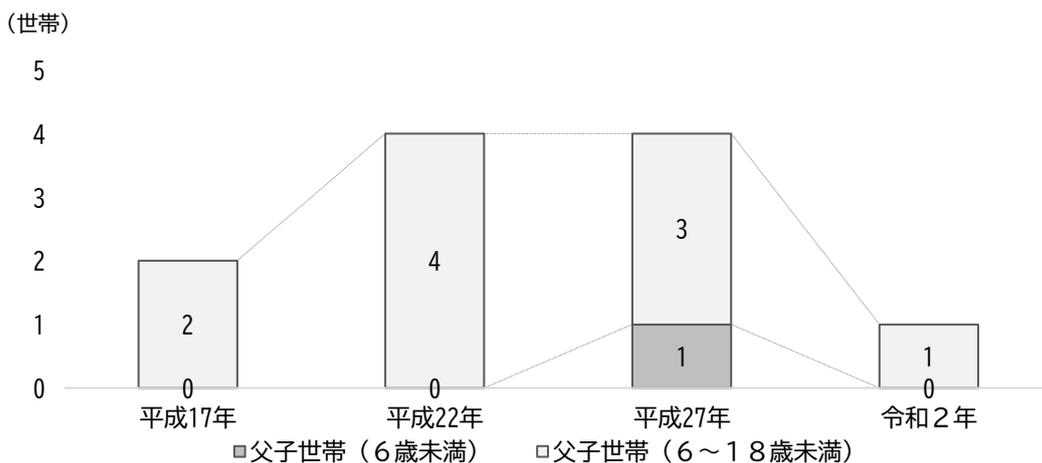
また、6歳未満の子どもがいる母子世帯は、平成12年の8世帯から減少傾向で推移し、令和2年では1世帯となっています。



資料：国勢調査

18歳未満の子どもがいる父子世帯は、平成12年の2世帯から増加傾向で推移し、平成27年には4世帯となり、令和2年では1世帯に減少しています。

なお、6歳未満の子どもがいる父子世帯は平成27年で1世帯となっています。

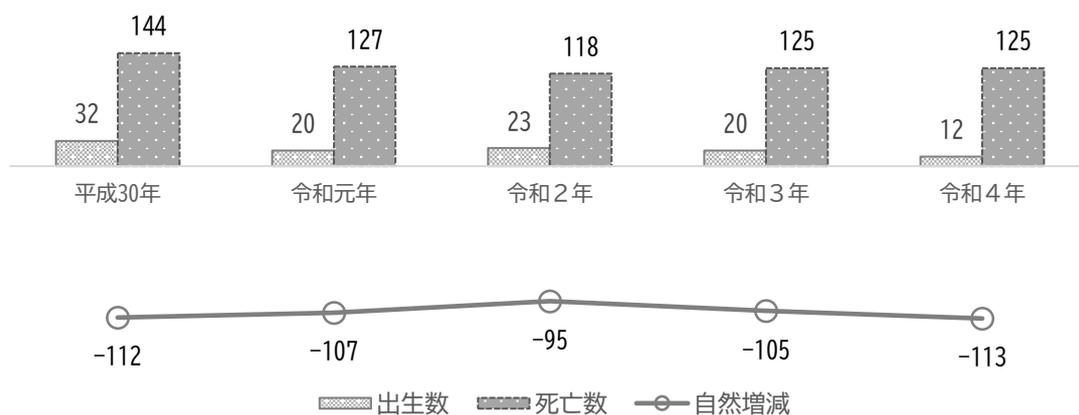


資料：国勢調査

## 2 出生の動向

### (1)自然動態

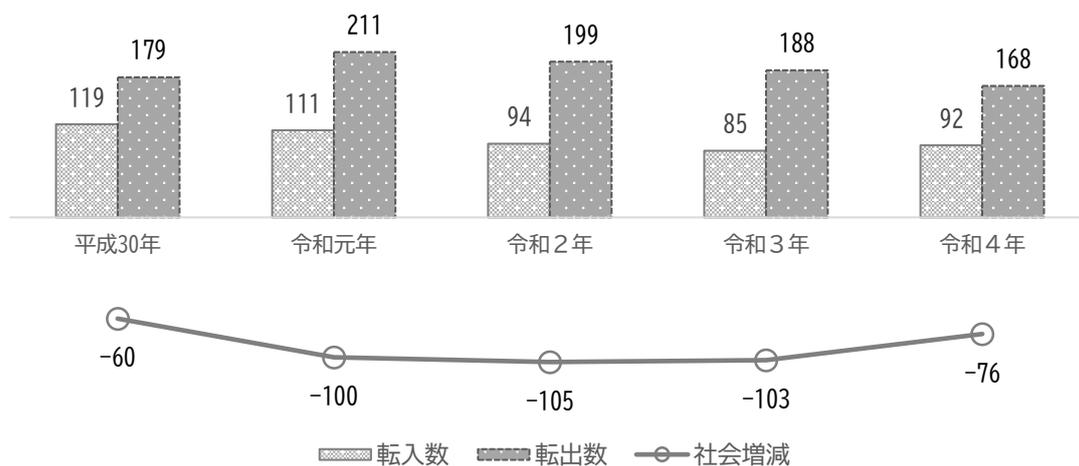
出生数と死亡数の推移では、いずれの年も死亡数が出生数を上回っており、令和4年における自然増減はマイナス 113 人となっています。



各前年10月～当年9月統計 資料：山形県社会的移動人口調査結果報告書

### (2)社会動態

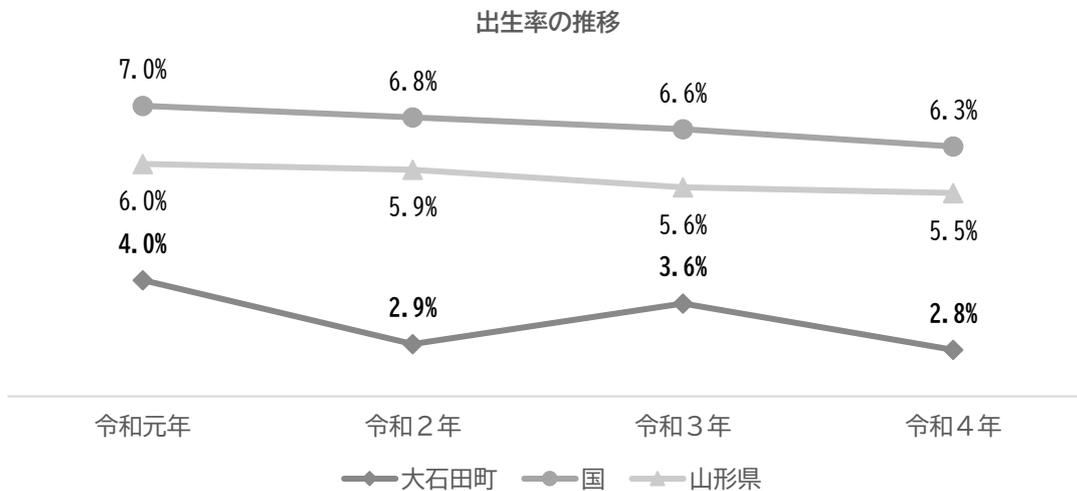
転入者と転出者の推移では、いずれの年も転出者が転入者を上回り、令和4年における社会増減はマイナス 76 人となっています。



各前年10月～当年9月統計 資料：山形県社会的移動人口調査結果報告書

### (3)出生率の推移

近年の出生率は、いずれの年も国及び県の数値を下回っており、令和4年では 2.8 と下降しています。データ件数が少ない町村は数値が一定しない傾向があります。

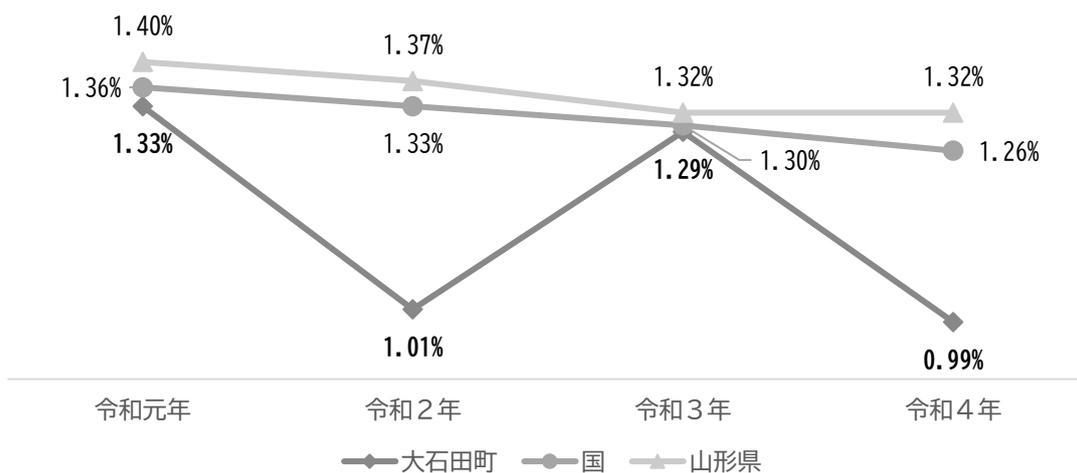


資料：保健福祉統計年報

※出生率とは、当該年における「出生数／総人口」に 1,000 をかけたものである（人口千人対）

### (4)合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、国及び県の数値を下回っており、令和4年では 0.99 となっています。データ件数が少ない町村は数値が一定しない傾向があります。



資料：保健福祉統計年報

※合計特殊出生率とは、その年次の 15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生涯に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する

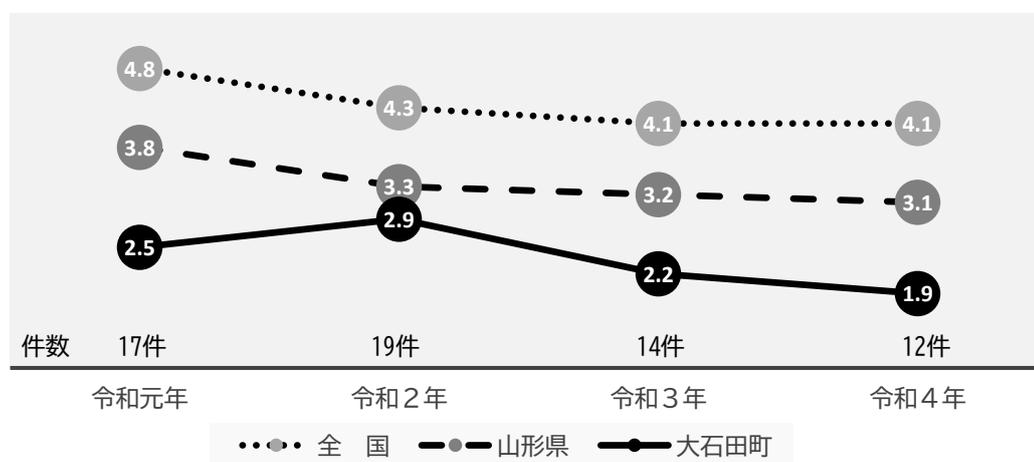
### 3 婚姻・離婚の状況

#### (1) 婚姻・離婚件数の推移

近年の婚姻件数は、令和元年が17件、令和2年が19件となっていますが、令和4年では12件となり減少傾向となっています。婚姻率でみると、すべて国及び県の数値を下回り、令和4年では1.9となっています。

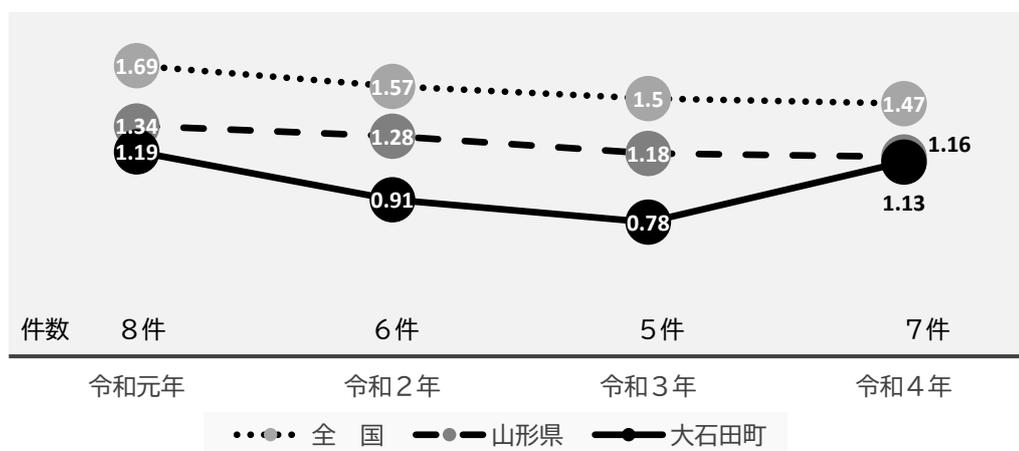
また、離婚件数は令和3年までは減少傾向で推移していましたが、令和4年では増加しています。離婚率でみると、すべて国及び県の数値を下回っていましたが、令和4年では国及び県と同等の水準に戻ってきています。

##### ◆ 婚姻件数・率



資料：保健福祉統計年報

##### ◆ 離婚件数・率



資料：保健福祉統計年報

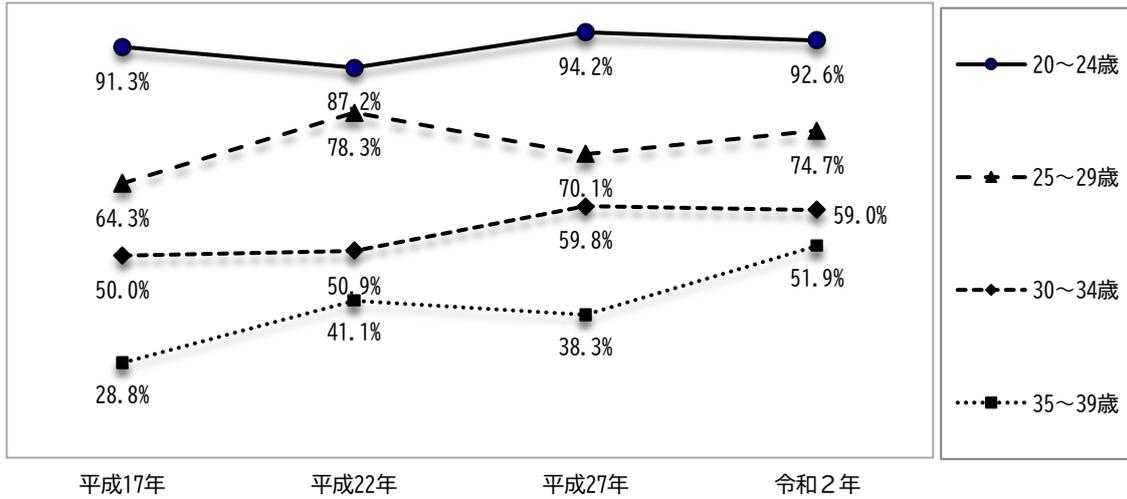
## (2)未婚率の推移

男性では、平成17年から令和2年にかけて、各年代で一定の上下はみられるものの、全体として徐々に未婚率が上昇してきています。

女性も同様に全体として未婚率が上昇しています。

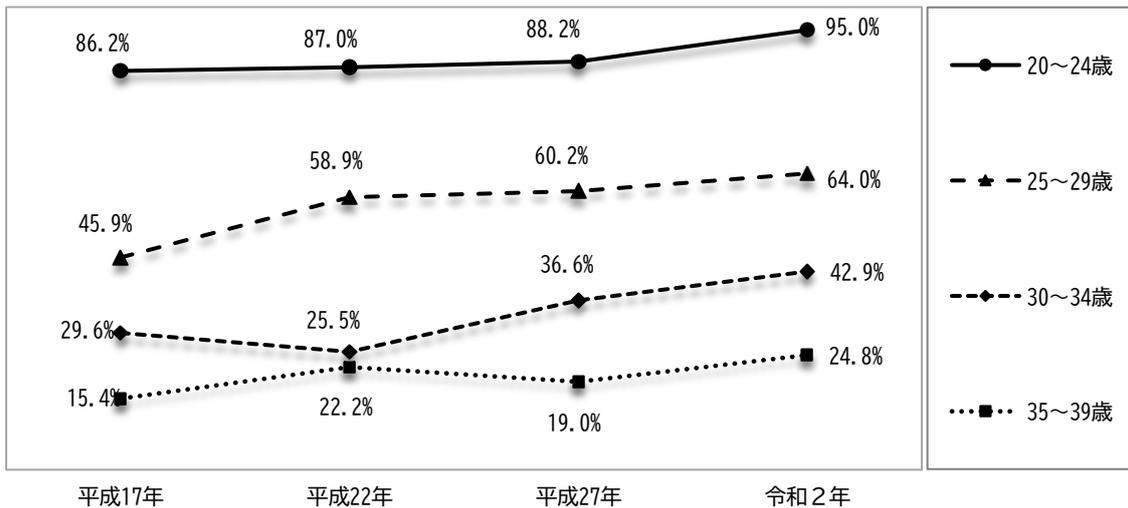
未婚率が上昇することで、晩婚化が進んでいる状況がうかがえます。

男 性



資料：国勢調査

女 性



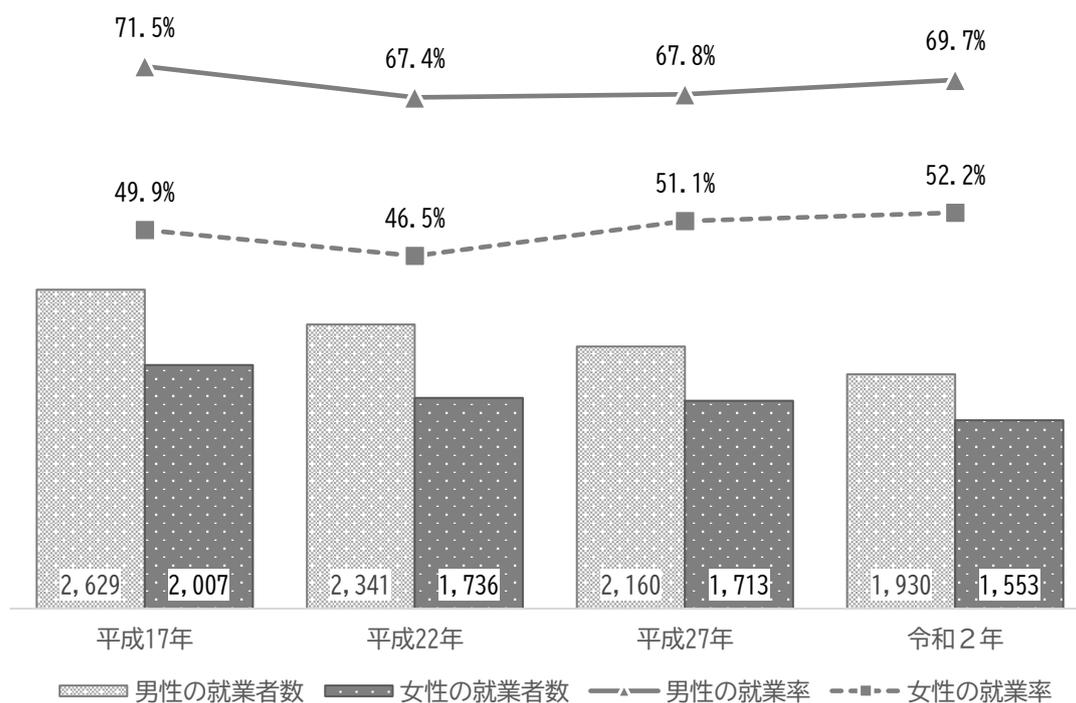
資料：国勢調査

## 4 就労の状況

### (1) 男女別就業状況

男女別にみた就労状況では、男性では就業者数、就業率いずれも減少傾向にあり、女性では就業者数は減少しているものの、就業率ではやや増加がみられました。

令和2年の就業率では、平成17年と比べ、男性で1.8ポイント減少、女性では2.3ポイント増加しています。



資料：国勢調査

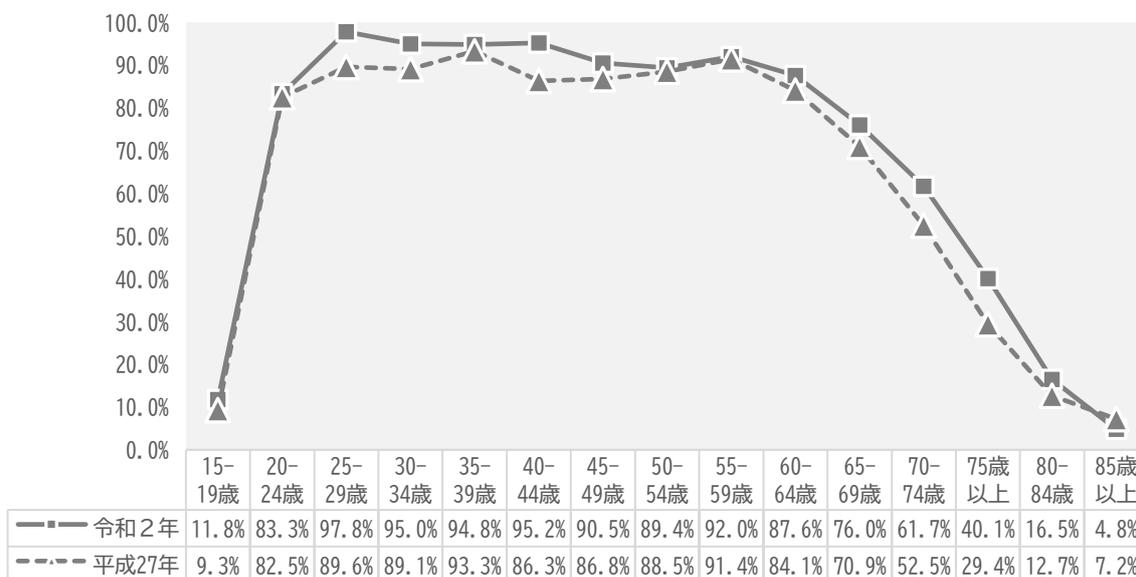
## (2)年齢別就業状況

男女それぞれの年齢別の就業率をみると、男性のほうが女性に比べ全体的に就業率が高くなっており、男性は60代半ば、女性は50代あたりから大きく低下しています。

男性では、平成27年との比較では、ほとんどの年代で就業率の上昇がみられます。

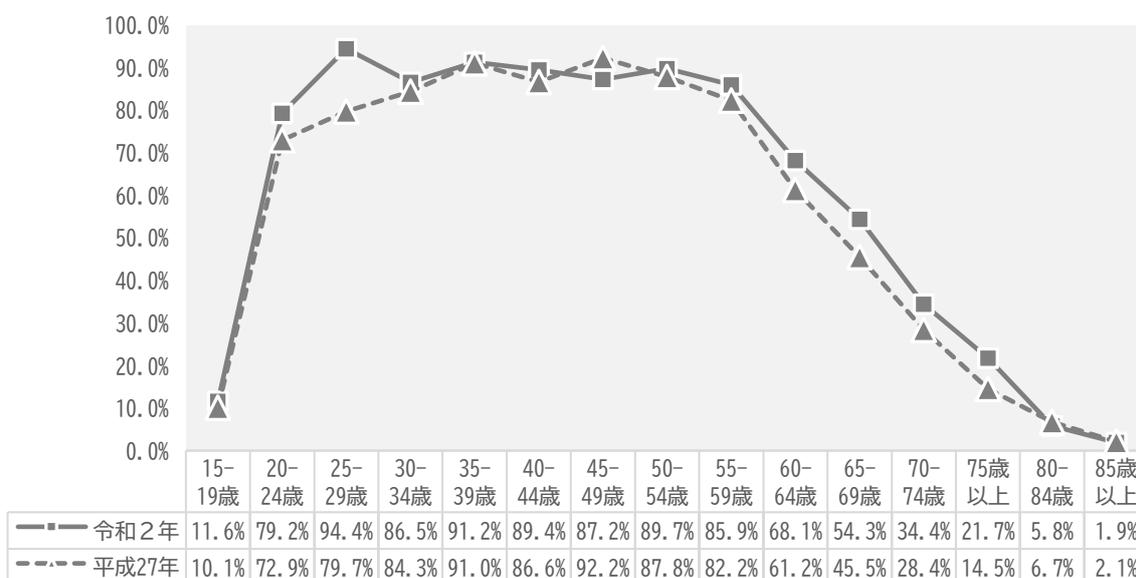
女性では、結婚や出産で離職する、女性特有と言われたM字曲線の特徴が薄れてきており、ほとんどの年代で就業率の上昇がみられます。中でも20代後半の就業率は94.4%と高くなっています。

### ◆男性



資料：国勢調査

### ◆女性



資料：国勢調査

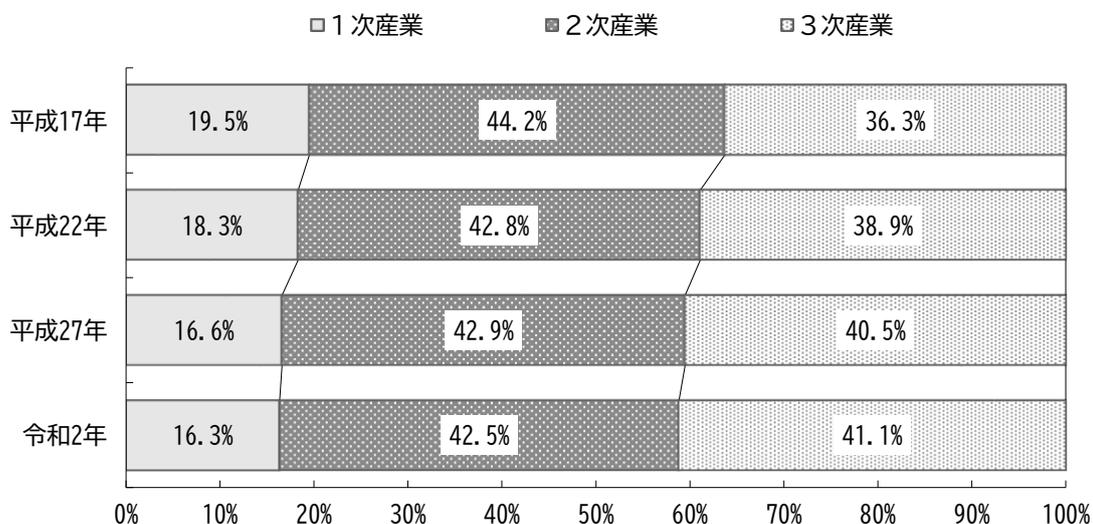
### (3)産業分類別就業状況

男女別に産業分類による就業者割合をみると、男性、女性ともに第1次産業と第2次産業が減少傾向、第3次産業が増加傾向にあります。令和2年における第3次産業就業者割合は男性が41.1%、女性が57.3%となっています。

本町でも農林業や製造業、建設業からサービス業への移行が徐々に進んでいます。

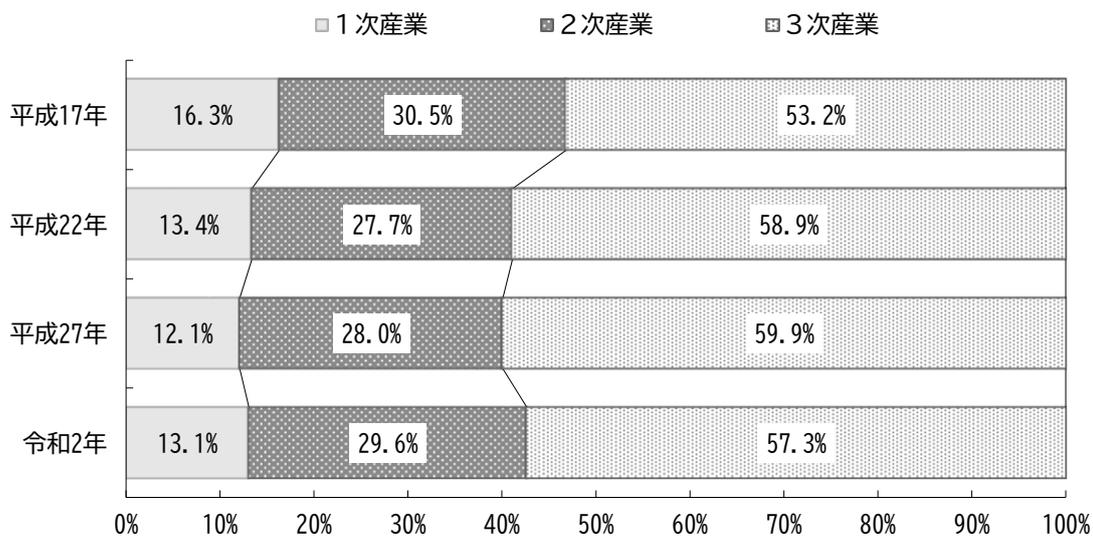
第3次産業は、サービス業、卸売・小売業・飲食店など、日曜・祝日に関係なく就労している場合も多く、就労形態が多様化していることがうかがえます。

#### ◆男性



資料：国勢調査

#### ◆女性



資料：国勢調査

## 5 教育・保育施設の状況

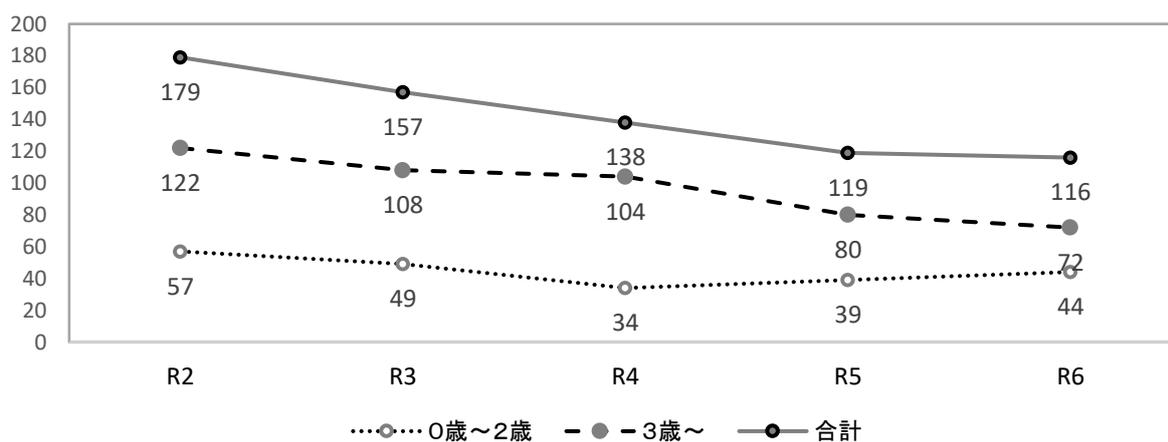
### (1) 保育園の状況

近年の保育園入園児童数の状況を見ると、全体的に減少傾向にありますが、0～2歳児では、令和4年まで減少傾向で推移し、令和5年からやや増加傾向となっています。令和6年4月の全体の入園児童数は116人です。

入園児童数の推移(町全体) (各年4月1日現在/単位:人)

	保育園全体					大石田保育園					ふたば保育園					ふたば横山保育園				
	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
0歳児	6	3	3	4	2	2	0	1	1	1	3	2	0	2	1	1	1	2	1	0
1歳児	26	18	11	19	19	5	6	1	2	6	12	6	7	10	6	9	6	3	7	7
2歳児	25	28	20	16	23	8	5	7	4	2	12	12	6	8	14	5	11	7	4	7
小計	57	49	34	39	44	15	11	9	7	9	27	20	13	20	21	15	18	12	12	14
3歳児	48	27	30	23	18	11	9	6	7	4	22	13	12	8	7	15	5	12	8	7
4歳児	33	48	27	30	25	9	11	9	6	9	17	22	13	12	8	7	15	5	12	8
5歳以上児	41	33	47	27	29	10	9	13	9	6	19	17	20	13	12	12	7	14	5	11
小計	122	108	104	80	72	30	29	28	22	19	58	52	45	33	27	34	27	31	25	26
合計	179	157	138	119	116	45	40	37	29	28	85	72	58	53	48	49	45	43	37	40
定員	240	240	240	240	240	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	60	60	60	60	60

資料: 保健福祉課



## (2)小学校の状況

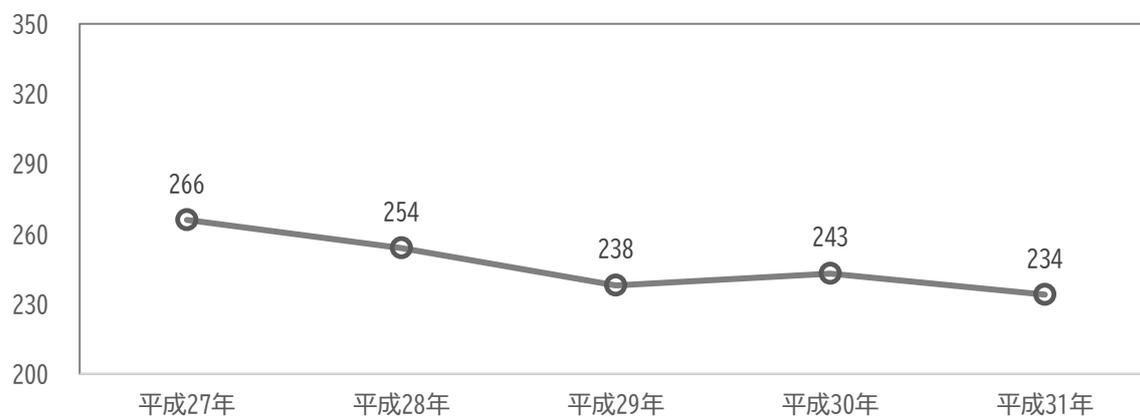
小学校の児童数は、年々減少傾向で推移しており、令和6年3月の児童数は234人となっています。

(各年3月31日現在／単位：人)

	小学校全体					大石田南小学校					大石田小学校					大石田北小学校				
	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
1年	42	43	34	47	29	7	13	7	13	4	22	18	20	20	18	13	12	7	14	7
2年	39	40	42	32	49	12	6	12	6	14	19	22	18	19	21	8	12	12	7	14
3年	43	39	41	44	32	11	12	7	14	6	26	19	22	18	18	6	8	12	12	8
4年	41	41	39	41	45	9	10	11	7	14	20	25	19	22	19	12	6	9	12	12
5年	50	41	41	38	40	4	9	11	11	7	25	20	25	19	21	21	12	5	8	12
6年	51	50	41	41	39	12	4	9	11	11	22	25	20	25	19	17	21	12	5	9
合計	266	254	238	243	234	55	54	57	62	56	134	129	124	123	116	77	71	57	58	62

資料：学校基本調査

【小学校児童数推移】



## 6 地域の子育て支援の状況

### (1) 放課後児童健全育成事業

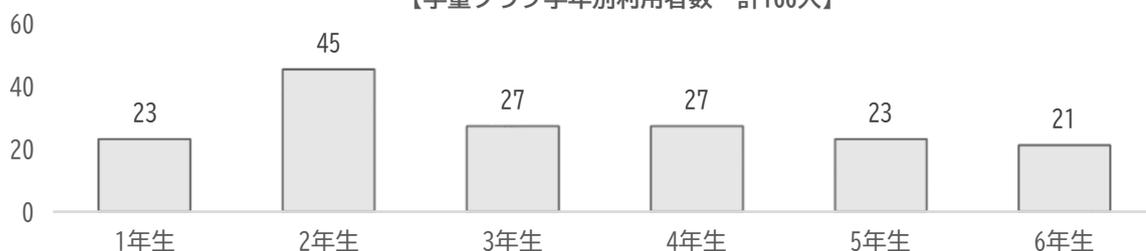
本町では、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)を平成 19 年度から2クラブ実施しましたが、現在は5クラブあり、3つの小学校区すべてにおいて実施しています。

【学童クラブ利用状況(令和6年5月)】

施設名	定員	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
遊心館ふたば児童クラブ	40	15	-	15	-	7	-	37
第2遊心館ふたば児童クラブ	40		18	-	6	-	8	32
ふたば児童館童心クラブ	40	6	14	8	7	9	4	48
ふたば児童センター横山児童クラブ	40	2	13	4	7	-	-	26
第2ふたば児童センター横山児童クラブ	40	-	-	-	7	7	9	23
計	200	23	45	27	27	23	21	166

資料：保健福祉課

【学童クラブ学年別利用者数 計166人】



### (2) 放課後子ども教室事業

本町における、放課後子ども教室事業としては町内のすべての小学生を対象とした、自然体験活動や文化体験活動を基調とした「総合体験活動事業」と大石田北小に通う児童を対象とし、学習支援や体験を通じた学びを提供する「大石田北小学区放課後子ども教室」を行っています。

### (3)地域子育て支援拠点事業

本町では、地域子育て支援拠点事業を2か所(にじっこひろば、おひさまランド)で実施しており、令和5年度の年間利用者数は2,736人となっています。(利用子ども数)

場所	利用者
にじっこひろば	984
おひさまランド	1,752
計	2,736

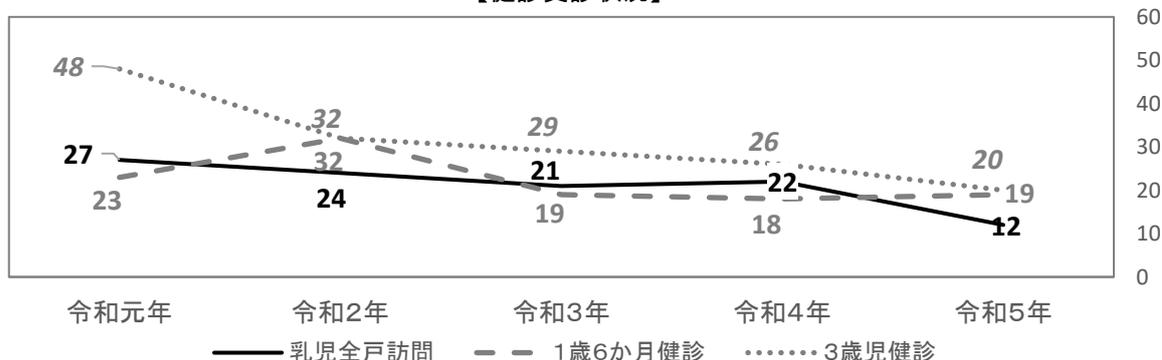
学校行事、通院、各種手続きなどの間に、お子さんを預かる一時預かりを実施しています。

### (4)母子保健事業

母子保健分野では、妊娠期から幼児期まで、家庭訪問や健康診査を実施しており、子育てに関する相談・指導を行っています。また、特定不妊治療費や予防接種費の助成を行っています。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
乳児全戸訪問(延べ人数)		27	24	21	22	12
養育訪問(延べ人数)		22	9	6	3	5
妊婦一般健康診査(延べ人数)		313	218	247	175	143
乳児一般健康診査	3~6カ月	32	16	25	16	16
	10~14カ月	21	32	13	24	16
1歳6か月児健康診査		23	32	19	18	19
3歳児健康診査		48	32	29	26	20

【健診受診状況】



### (5)子どもの医療費助成事業

子どもの医療費助成は、対象年齢の拡大や自己負担金の廃止など年々拡充され、令和6年4月現在、18歳(高校3年生年代)まで無償化を実施しています。

## 7 第2期子ども・子育て支援事業計画の経過と評価

### (1)子ども・子育て支援事業計画 これまでの経過

#### ①教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

- ・0歳～5歳までの教育・保育のニーズに対しては町内保育所及び一部広域連携により全て確保

#### ②地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

- ・時間外保育事業、一時預かり事業においては町内3か所の保育所において全ての量を確保
- ・放課後児童健全育成事業においては町内5か所の放課後児童クラブにおいて全ての量を確保
- ・地域子育て支援拠点事業においては、町内2か所の支援センターにおいて事業を実施
- ・乳児家庭全戸訪問事業、養育訪問事業、妊婦健診事業においては計画された活動を実施
- ・病児・病後児保育事業については令和5年度から山形連携中枢都市圏(構成:山形市、上山市、天童市、寒河江市、村山市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町)での広域利用が可能

#### ③教育・保育の一体的提供の推進

- ・保小(保育園、小学校)連携会議の開催により保育園から小学校へのスムーズな移行
- ・県及び保育協議会の開催する研修会への計画的参加

#### ④子育て支援ネットワークの構築

- ・大石田町こども家庭センターの設置、関係機関の連携強化と情報共有

## (2)各種施策の推進 これまでの経過

### ①地域における子育て支援の環境づくり

- ・放課後児童健全育成事業として小学校ごとに放課後児童クラブを設置
- ・町内2か所の地域子育て支援拠点(にじっこひろば、おひさまランド)
- ・放課後子ども教室の充実(自然体験活動をはじめとした総合体験活動、大石田北小学区放課後子ども教室)

### ②母と子の健康を守る環境づくり

- ・保健福祉課内に大石田町こども家庭センターを設置
- ・乳幼児健康診査の確実な受診に向けた個別通知と声かけの実施
- ・乳幼児家庭全戸訪問事業においては乳児と産婦への早期支援と予防接種の適正な時期の接種勧奨のため対象者すべての訪問を実施
- ・18歳(高校3年生年代)までのすべての児童の医療費を無償化

### ③子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり

- ・次代の親の育成を目的とした大石田中学校の生徒による職場体験学習の実施
- ・教育相談員、スクールソーシャルワークコーディネーターの配置により教育相談体制を充実
- ・保育園から小学校への円滑な移行のために保小連携会議の開催

### ④子どもや子育てにやさしく安全な環境づくり

- ・遊具の安全点検をはじめとした各公園をはじめとした遊び場等の環境整備
- ・住宅新築や中古住宅の購入者に対し助成を行い定住促進や空き家の利活用を図った
- ・公共施設のバリアフリー化及び多目的トイレや幼児トイレを設置
- ・かもしかクラブ活動をはじめとした交通安全、地域安全教育の推進

### ⑤ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・男女共同参画パネル展の実施。広報誌での啓発
- ・保育料無償化、放課後児童健全育成事業の充実による仕事と子育て両立の推進

### ⑥特に支援が必要な子どもを支える環境づくり

- ・関係機関との情報共有と連携強化
- ・大石田町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱により対象者に就学に必要な経費を支給

### ⑦若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり

- ・資格取得支援事業助成金交付、農業次世代人材投資資金交付、定住促進助成金交付、移住者向け食の支援事業支給品の支給、若者定着奨学金返還支援事業助成候補者の認定

### (3)各種施策の推進 実績と評価

令和6年度の実績に基づき事業の評価を行いました。今後の事業推進に反映していきます。

#### 評価内容

- A … 当初のイメージ通りかそれ以上に推進ができ、達成率に直すと 100%以上
- B … 当初のイメージ通りにほぼ推進ができ、達成率に直すと 80～100%未満
- C … 大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと 50～80%未満
- D … 一部推進は出来たが、未対応部分の方が多く、達成率に直すと 20～50%未満
- E … 未対応または、ほぼ推進ができておらず、達成率に直すと 20%未満

#### 基本目標1 地域における子育て支援の環境づくり

##### (1)地域における子育て支援サービスの充実

事業名	具体的な実績	評価	担当課
①ファミリー・サポート・センター事業の推進	未実施	E	保健福祉課
②子どもの生活相談	・支援を必要とする児童へ適切な支援が行われるよう関係機関との連携を図った。 ・令和6年4月からこども家庭センターの設置	B	保健福祉課
③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実	町内5か所の放課後児童クラブにおいて令和5年度は169名が利用	A	保健福祉課
④子育て支援センター事業の充実	町内2か所の子育て支援センターで令和5年度は2,736人の児童が利用	A	保健福祉課
⑤子育て相談(保育園)の充実	各保育園において随時子育て相談に対応、案件によっては保健福祉課と情報共有	A	保健福祉課
⑥家庭児童相談の充実	町こども家庭センター、保健師、保育園	A	保健福祉課

##### (2)保育サービスの充実

事業名	具体的な実績	評価	担当課
①通常保育事業の推進	町内保育施設3か所で保育事業を実施	A	保健福祉課
②延長保育事業の推進	町内保育施設3か所に対応	A	保健福祉課
③一時預かり事業の推進	町内保育施設3か所に対応	A	保健福祉課
④乳児保育事業の推進	町内保育施設3か所に対応	A	保健福祉課
⑤障がい児保育事業の推進	町内保育施設3か所に対応	A	保健福祉課
⑥保育園地域活動事業の推進	町内保育施設3か所にて祖父母参観や行事等を通じ異年齢児と交流を行った。	A	保健福祉課
⑦保育サービス評価事業の導入検討	第三者機関への評価委託は実施していない。	E	保健福祉課

事業名	具体的な実績	評価	担当課
⑧経済的支援	令和元年度～副食費の無償化 令和3年度～保育料(3・4階層無償化) 令和4年度～4階層以上も半額 令和6年度～保育料の完全無償化	A	保健福祉課
⑨通常保育事業の推進	町内保育施設3か所で保育事業を実施	A	保健福祉課

### (3)子育て支援のネットワークづくり

事業名	具体的な実績	評価	担当課
①少子化対策・子育て支援ネットワーク会議の開催	子育て支援センター間の情報共有	B	保健福祉課
②少子化対策・子育て支援総合ガイドブックの作成	まちづくり推進課と連携し「子育て応援ガイド」の作成	B	保健福祉課

### (4)子どもの健全育成

事業名	具体的な実績	評価	担当課
①児童館・児童センター運営の推進	町内1か所の児童センターを中心に事業を展開	B	保健福祉課
②放課後児童クラブの推進	町内5か所の放課後児童クラブにおいて令和5年度は169名が利用	A	保健福祉課
③放課後子ども教室の充実	・総合体験活動として自然体験活動であるトムソーヤの冒険シリーズとその他文化体験活動をそれぞれ年4回程度実施 ・大石田北小学区放課後子ども教室で学習支援や体験プログラム等を実施	A	教育文化課
④ジュニアスポーツ活動の支援	・スポーツ少年団本部の運営 ・スポ少のつどいを実施	B	教育文化課
⑤農業体験活動事業	地域学校協働活動やサンサンスタディにおける農業体験の実施(自然薯栽培活動)	B	教育文化課
⑥児童手当の支給	対象者に対し支給	A	保健福祉課
⑦就学援助費の支給	大石田町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に基づき、保護者の所得に応じて、学用品費や給食費、校外活動費等、就学に必要な経費を支給	B	教育文化課
⑧社会を明るくする運動の推進	町内一円での広報活動、町内各保育園、小中学校に対し運動への協力依頼(塗り絵、作文等)	A	保健福祉課

事業名	具体的な実績	評価	担当課
⑨青少年健全育成事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年育成推進員を配置し、研修会や町民会議における研修を通して犯罪防止に関する意識や意識を高め、情報収集や情報交換を行った。</li> <li>・青少年が人間性・社会性豊かに自己を確立し向上させていけるように支援し、健やかに成長できるよう町民の意識向上を図ることを目指した町民集会を開催した。</li> </ul>	B	教育文化課
⑩読み聞かせ活動の推進	村山教育事務所が主催する読み聞かせ研修会の周知や NPO ブックスタートが主催するブックスタート研修会の zoom 開催を行った。	B	教育文化課
	町立図書館において、図書館司書による読み聞かせ絵本情報交換会を開催。読み聞かせや絵本についての講話のほか、読み聞かせボランティア経験者との情報交換を行っている。	B	教育文化課
	村山教育事務所が主催する読み聞かせ研修会に、町立図書館職員やボランティアグループが参加。また、NPO ブックスタートが開催するブックスタート研修会に図書館職員やボランティアグループが参加している。	B	教育文化課
	保育園では日常的に、小学校や子育て支援施設では年間計画の中で定期的に、保育士、教諭、図書館司書、ボランティアグループによる読み聞かせが行われている。また、町立図書館においては長期休みに合わせて年2回の特別なおはなし会を開催している。	A	教育文化課
	にじっこひろばや町図書館と連携し健診に併せて読み聞かせや各種イベントを開催	A	保健福祉課
⑪図書の団体貸出の推進	児童書展示会での選本を含めて児童書の購入を行い、子ども達の読書環境の充実のため、小中学校・保育園を中心に町立図書館から団体貸出を定期的に行っている。	A	教育文化課
⑫学校図書館の充実と公共図書館との連携強化	学校図書館・町立図書館ネットワーク事業を実施し、年数回の会議・研修の場を設け、情報共有や円滑な図書館運営に活かしている。また、統合小学校図書館開館に向けて、同一システムの導入を検討している。	A	教育文化課

## (5)地域における人材養成

専門的な知識や技能をもつ等の人材の把握と養成

## 基本目標2 母と子の健康を守る環境づくり

### (1)切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策の充実

事業名	具体的な実績	評価	担当課
①母子健康手帳の交付と妊婦指導	第1、3月曜日の午後1時30分～午後3時30分に母子健康手帳交付の機会を設けている。	A	保健福祉課
②乳幼児相談の充実	第1、3月曜日の午後1時30分～午後3時30分に相談の場を設けている。その他、希望があれば随時対応している。	A	保健福祉課
③乳幼児訪問指導の充実	医療機関からの連絡や赤ちゃん訪問等で必要と判断した対象者について、速やかに訪問や電話などで対応している。	A	保健福祉課
④妊婦健康診査の実施	母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診券を配布、受診後に回収することで結果の把握と未受診者には受診勧奨を行っている。	A	保健福祉課
⑤乳幼児健康診査の実施	それぞれ年に3回の健診を設けており、ブックスタート事業も併せて実施している。	A	保健福祉課
	年に3回の健診を設けており、司書による絵本の読み聞かせも実施している。	A	保健福祉課
	年に3回の健診を設けている。	A	保健福祉課
⑥事故防止の啓発	乳幼児健診時に事故防止のチラシを配布して啓発している。	A	保健福祉課
⑦乳幼児医療費の支給	18歳(高校3年生年代)まで全ての児童の医療費の無償化を実施している。	A	保健福祉課
⑧予防接種の実施	乳児家庭全戸訪問時に説明している。その後も各種健診や個別通知で接種勧奨している。	A	保健福祉課
⑨乳児家庭全戸訪問	対象者すべてに訪問している。	A	保健福祉課
⑩歯科保健教室	年に3回の健診を設けている。	A	保健福祉課
	保育園を通じて歯磨き指導をしている。	A	保健福祉課
⑪大石田町こども家庭センター (母子保健機能)	母子健康手帳交付や乳幼児健診等の各機会での情報の把握に努めている。	A	保健福祉課
	支援が必要と判断した対象者には、関係機関と情報共有を行い、適切な支援を検討している。	A	保健福祉課
	必要時はこども家庭センター統括支援員と相談しながら支援プランを策定している。	A	保健福祉課
	情報共有が必要と判断した関係機関と連携を取り、支援している。	A	保健福祉課

## (2)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

事業名	具体的な実績	評価	担当課
①思春期健康教育の推進	全ての小中学校において心と体の変化についての学習を実施	B	教育文化課
②喫煙防止対策の推進	全ての小中学校において喫煙防止教室を実施	B	教育文化課
③正しい性知識の普及	全ての小中学校において性についての教育を行い、正しい性知識の普及を行った。	B	教育文化課
④薬物乱用防止教育の推進	全ての小中学校において薬物乱用防止教室を実施	B	教育文化課
⑤飲酒についての正しい知識の普及	全ての小中学校において、飲酒について教育を行い、正しい知識の普及を行った。	B	教育文化課

## (3)食育の推進

事業名	具体的な実績	評価	担当課
①保育園における食育活動	各保育園で食の大切さや感謝の心を養う目的で園児と一緒に野菜等の栽培、収穫、調理して食べる活動を実施	A	保健福祉課
②離乳食教室	にこにこ健診時に離乳食の進め方について講話とリーフレット配布、試食提供を行い指導している。	B	保健福祉課
③幼児食教室	すくすく健診時に手づかみ食べについて講話とリーフレット配布、試食提供を行い指導している。	B	保健福祉課
④2歳児・2歳6か月児の歯科保健教室	それぞれ年3回のむし歯予防教室を実施し、パンフレット等で啓発している。	B	保健福祉課
⑤5歳児の歯科保健教室	保育園を通じ歯磨き指導を実施している。	A	保健福祉課
⑥妊婦の栄養相談	母子健康手帳交付時にパンフレットを配布している。希望時は個別に相談に応じている。	A	保健福祉課
⑦1歳6か月児における栄養	1歳6か月健診時に離乳完了と幼児食について講話とリーフレット配布を行い指導している。希望者には個別指導を行っている。	B	保健福祉課
⑧3歳児における栄養指導	3歳児健診時に食べる力の食育や食生活のポイントなどについて講話とリーフレット配布を行い指導している。希望者には個別指導を行っている。	B	保健福祉課
⑨乳幼児における栄養指導	乳幼児健診時にそれぞれ離乳食の進め方、手づかみ食べについて講話とリーフレット配布、試食提供を行い指導している。希望者には個別指導を行っている。	B	保健福祉課

#### (4)子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

事業名	具体的な実績	評価	担当課
①子ども見守り隊連絡協議会の活動推進	スクールガードリーダーを中心に、子ども見守り隊の活動を活かした取組を実施している。	B	教育文化課

#### (5)小児医療の充実

事業名	具体的な実績	評価	担当課
①小児救急医療の推進	新型コロナウイルス流行のため事業を中止していた。(令和7年度から再開)	E	保健福祉課
②医療費の無償化	18歳(高校3年生年代)までの全ての児童の医療費を無償化	A	保健福祉課

### 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり

#### (1)次代の親の育成

事業名	具体的な実績	評価	担当課
①職場体験の充実	大石田中学校の生徒が、町内外の事業所の協力を得て職場体験学習を実施し、「職業」や「仕事」について考える活動を実施した。	B	教育文化課
②ボランティア保育体験の実施	大石田中学校の職場体験学習の一環として、町内の3保育園にて保育体験を実施した。	B	教育文化課

#### (2)子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

##### ①確かな学力の育成

事業名	具体的な実績	評価	担当課
①基礎を理解する指導計画の改善・充実	各小中学校において、年数回の授業研究会や教育課程に基礎・基本の定着を図る学習場面を設定して、継続的に取り組んでいる。	B	教育文化課
②個々に応じた多様な指導方法の充実	各学校において、探究型学習の推進と新学習指導要領に沿った授業充実を図り、1人1台タブレットを活用しながら、きめ細やかな指導に取り組んだ。	B	教育文化課
③英語指導助手(ALT)の活用	各小中学校に、週1回、国際理解教育専門員を派遣し、また、保育園へも出前講座などを実施した。	B	教育文化課

事業名	具体的な実績	評価	担当課
④教育内容に応じた専門家（講師）の活用	地域の方による外部講師の積極的活用や、専門家を招いての学習会を実施した。	B	教育文化課

## ②豊かな心の育成

事業名	具体的な実績	評価	担当課
①道徳教育の充実	道徳の時間を有効に活用し、各学校で道徳教育を実施した。	B	教育文化課
②多様な体験活動の機会の充実	総合的な学習の時間を核とした、地域学校協働活動の充実と地域学習の推進に取り組んだ。	B	教育文化課
③社会人活用事業の実施	総合的な学習の時間を核とした、地域学校協働活動の充実と地域学習の推進に取り組んだ。	B	教育文化課
④教育相談体制の充実	県及び町の教育相談員の配置や、スクールソーシャルワークコーディネーターの配置により、教職員と連携した取組を実施した。	B	教育文化課

## ③健やかな体の育成

事業名	具体的な実績	評価	担当課
①体育授業の充実	楽しい体育の授業づくりと各種競技会への参加による競技力の向上を図ってきた。	B	教育文化課
②運動部活動の支援	部活動指導員を外部指導者として配置し、専門的な指導も含めて運動部活動の充実を図った。	B	教育文化課
③健康教育（保健）	学校医や学校歯科医、学校薬剤師との連携した取組を図ってきた。	B	教育文化課
④歯科保健対策の推進	学校歯科医と連携を図り、よい歯の学校表彰への積極的応募に取り組んだ。	B	教育文化課
⑤小児生活習慣病予防健康診断事業の推進	養護教諭部会の活動を活かした取組を実施した。	B	教育文化課
⑥健やかな体の育成	栄養教諭による栄養指導を学校と連携しながら実施。給食だより等を通じ知識の普及を図った。	B	教育文化課
⑦食育の充実	季節感のある献立や郷土食を取り入れることにより、地産地消の推進と食への関心を高めた。	B	教育文化課

#### ④信頼される学校づくり

事業名	具体的な実績	評価	担当課
①開かれた、信頼される学校づくり	各学校運営協議会を核にした開かれた学校づくりを推進した。	B	教育文化課

#### ⑤幼児教育の充実

事業名	具体的な実績	評価	担当課
①保育園と小学校の連携	保小連携会議の出席、卒園児担任による授業参観の実施	A	保健福祉課
	保小連携会議の実施等、保育園と小学校の連携を図ってきた。	B	教育文化課

### (3)家庭や地域の教育力の向上

#### ①豊かなつながりの中での家庭教育への支援の充実

親子の学習機会を充実させるとともに、養成した人材を活用した支援等のコミュニティの協働による家庭教育支援の推進

課題を抱える家庭への訪問や相談対応等に関して、学校及び福祉部局等と連携

#### ②地域の教育力の向上

事業名	具体的な実績	評価	担当課
①子ども会等地域活動の機会の充実	年1回の子ども会育成連絡協議会総会、行事予定調査を行っている。 放課後子ども教室への協力依頼、参加呼びかけ	B	教育文化課
②ジュニアスポーツ活動の支援	スポーツ少年団本部の運営 スポ少のつどいを実施	B	教育文化課
③自然体験講座の開催	放課後子ども教室の総合体験活動として自然体験活動である「トムソーヤの冒険」シリーズを年4回実施	B	教育文化課

#### (4)子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	具体的な実績	評価	担当課
①インターネットの適正利用の啓発	広報誌による啓発（夏休み前と春休み前に指導及び地域住民への見守り協力等生活安全に係る注意喚起、ペアレントコントロールやフィルタリングについての情報提供を行っている。）及び全小中学校保護者にパンフレットを配布	B	教育文化課
②青少年育成団体への支援	青少年育成推進員を配置し、研修会や町民会議における研修を通して犯罪防止に関する知識・意識を高めた。	B	教育文化課

#### 基本目標4 子どもや子育てにやさしく安全な環境づくり

##### (1)良質な住宅・住環境の確保

事業名	具体的な実績	評価	担当課
①計画的な公営住宅の建て替え	公営住宅等長寿命化計画見直し(令和6年度)	B	建設課
②公園等の整備	各公園の遊具安全点検 公園環境維持作業	B	建設課
③住宅確保と定住促進	住宅新築や中古住宅を購入し住まわれる方に助成し、定住促進や空き家の利活用を図った。	B	まちづくり推進課

##### (2)安全な道路交通環境の整備

事業名	具体的な実績	評価	担当課
①地域の道路の整備	・町道上宿線凍雪害防止(流雪溝)工事 ・町道大浦5号線舗装補修工事 (令和5,6年度)	B	建設課
②交通安全施設の整備	LED化工事実績:2件(令和5年度)	A	建設課
	年度当初に施設点検を実施し不具合を解消するとともに、修繕や交換が必要な施設の解消を図った。 ※防護柵については町管理のものは無い。	A	建設課 まちづくり推進課
	除雪、散水消雪、無散水消雪を実施	A	建設課
	要望内容を精査し警察署に対し要望を行っている。	C	まちづくり推進課

(3)安心して外出できる環境の整備

事業名	具体的な実績	評価	担当課
①公共施設等のバリアフリー化	公共施設については概ねバリアフリー化を実施、個人住宅についてもリフォーム支援事業で推進	A	建設課
②子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	・公共施設（町役場、虹のプラザ）において多目的トイレを設置 ・子育て世代活動支援センターに幼児トイレを設置	A	保健福祉課
③子育て世帯への情報提供	町ホームページ、保健師だより、にじっこだより等での周知	B	保健福祉課

(4)子どもを犯罪等の被害から守るための安全・安心なまちづくりの推進

事業名	具体的な実績	評価	担当課
①地域安全広報活動の推進	各期の安全運動等に合わせ広報キャラバン隊を組織し街頭広報に努めたほか、店頭での啓発活動の実施を図った。	A	まちづくり推進課
②地域安全教育の促進	定期的にかもしかクラブを開催し交通安全や防犯活動を実施し教育促進に務めた。	A	まちづくり推進課
③防犯灯設置の促進	地区要望を調査し新設や故障した器具の交換を図った。	A	まちづくり推進課

(5)子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業名	具体的な実績	評価	担当課
①交通安全教育の促進	保育園登園時にチャイルドシートの着用指導を定期的実施	B	まちづくり推進課
②交通安全広報活動の推進	交通安全運動期間に合わせ県警機関と連携し啓発活動を実施	B	まちづくり推進課
③交通事故・事故防止情報の提供	かもしかクラブや地区交通安全教室を実施し事故防止の啓発を図った。	B	まちづくり推進課

(6)被害に遭った子どもの保護の推進

事業名	具体的な実績	評価	担当課
①相談体制の整備	関係機関と連携し相談対応	B	保健福祉課 教育文化課
②被害に遭った子どもの保護対策	児童相談所等との連携による被害児童及び保護者への支援	B	保健福祉課 教育文化課

## 基本目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進

### (1)多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

事業名	具体的な実績	評価	担当課
①男女共同参画社会の必要性の啓発	関係機関とともに広報誌等により啓発活動に努めた。	B	まちづくり推進課

### (2)仕事と子育ての両立の推進と基盤整備

事業名	具体的な実績	評価	担当課
①保育料完全無償化	令和6年度から保育料の完全無償化	A	保健福祉課
②放課後児童健全育成事業の推進	小学校ごとに放課後児童クラブの設置	B	保健福祉課

### (3)結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

事業名	具体的な実績	評価	担当課
①妊婦健康診査	母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診券を配布、受診後に回収することで結果の把握と未受診者には受診勧奨を行っている。	A	保健福祉課
②乳児家庭全戸訪問事業	対象者すべてに訪問している。	A	保健福祉課
③養育支援訪問事業	支援が必要と判断した対象者には関係機関と情報共有を基に、必要な指導や訪問を行っている。	B	保健福祉課

## 基本目標6 特に支援が必要な子どもを支える環境づくり

### (1)児童虐待防止対策の充実

事業名	具体的な実績	評価	担当課
①子どもの権利擁護	児童が家庭において健やかに養育されるように関係機関と連携し保護者の支援にあたる。	C	保健福祉課
②要保護児童対策地域協議会の推進	代表者会議、実務者会議、ケース会議の開催	B	保健福祉課
③虐待に関する相談の充実	随時相談の受付	B	保健福祉課
④虐待の早期発見と予防	関係機関との情報共有	B	保健福祉課
⑤虐待防止ネットワークの活用	要保護児童対策地域協議会	B	保健福祉課
⑥主任児童委員、民生児童委員の活用	要保護児童対策地域協議会代表者会議及び実務者会議への参加	B	保健福祉課
⑦子ども家庭総合支援拠点	未実施	E	保健福祉課
⑧子育て短期支援事業	未実施	E	保健福祉課

(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業名	具体的な実績	評価	担当課
①自立支援給付金事業	県で実施		保健福祉課
②児童扶養手当の支給	29名受給(令和6年度)	A	保健福祉課
③婦人相談の充実	随時相談を受け付けている。	B	保健福祉課
④ひとり親家庭等医療給付事業	18世帯44名受給 (令和6年度/マル親医療証)	A	保健福祉課
⑤母子父子寡婦福祉資金の貸付	県で実施		保健福祉課
⑥ひとり親家庭子育て生活支援事業	県で実施		保健福祉課
⑦母子家庭等就業・自立支援センター事業	県で実施		保健福祉課
⑧就学援助費の支給	大石田町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に基づき、保護者の所得に応じて、学用品費や給食費、校外活動費等、就学に必要な経費を支給	B	教育文化課

(3)障がい児施策の充実

事業名	具体的な実績	評価	担当課
①障がい児居宅生活支援事業(短期入所)	令和7年度の利用に向けて準備中(2名予定)(短期入所利用を予定しているが、「一時的に介護できないとき」には該当せず、障害児から障害者へのサービス移行に伴い施設入所体験を行う予定である。)※一時的に預かる事業としては実績なし	D	保健福祉課
②障がい児居宅生活支援事業(居宅介護)	なし	E	保健福祉課
③障がい児居宅生活支援事業(デイサービス)	毎年度5名～10名程度の利用	B	保健福祉課
④重度心身障がい児医療給付事業	対象児童(10歳～18歳児)2名に対して支給	A	保健福祉課
⑤自立支援医療費(育成医療)	申請があった令和2年度、令和3年度は滞りなく事業を実施。令和4年度からは申請なし	B	保健福祉課
⑥補助具の交付および日常生活用具の給付	令和2年度～令和6年度まで各年1件ずつの申請があり、滞りなく事業を実施	B	保健福祉課
⑦医療的ケア児への支援	定期的な養育訪問の実施	B	保健福祉課

## 基本目標7 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり

### (1)多様な就労の場の確保と就労の支援

事業内容	具体的な実績	評価	担当課
①資格取得支援事業助成金の交付	実績 9 件 12 名に助成(令和 5 年度)	B	産業振興課
②農業次世代人材投資資金の交付 (令和 4 年度から新規就農者育成 総合対策事業に移行) ※事業は 3 年を 1 単位	実績 2 件(令和 5 年度)	B	産業振興課
③移住者向け食の支援事業支給品 の支給	県外から移住された方に県と連携し支援を 実施	A	まちづくり 推進課
④若者定着奨学金返還支援事業助 成候補者の認定	支援助成候補者を認定し県内への就労機会の 支援を実施	A	まちづくり 推進課

### (2)行政、地域、企業等における結婚しやすい環境づくりの推進

事業内容	具体的な実績	評価	担当課
①婚活イベントのチラシ全戸配布	公共施設等においてイベントチラシの告知を 行っているが、全戸配布は行っていない。	D	まちづくり 推進課
②やまがたハッピーサポートセン ターのPR強化月間に合わせ広 報誌で情報提供	PR強化に合わせ広報誌において情報提供を 実施	B	まちづくり 推進課
③「虹のプラザ」での出張相談会	令和 5 年度にやまがたハッピーサポートセン ターが「虹のプラザ」で結婚についての出張相 談会を実施	B	まちづくり 推進課

## 第3章

# 計画の基本的な考え方



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

少子高齢化社会にあつて、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、生き生きと育つことは町民すべての願いです。大石田町で育つ子どもたちが、地域の人々の温かいぬくもりにつつまれて、子育てがしやすいと実感できるまちを目指します。

本計画においては、第2期計画の方向性はそのままに、基本理念を、『子どもとともに 心の通い合う 健康で明るいまち』と定め、引き続き理念の実現に向けた取組を推進します。

#### 基本理念

子どもとともに 心の通い合う  
健康で明るいまち

### 2 施策の基本的な方向性

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子ども・子育てを取り巻く環境を踏まえ、子ども・子育て支援を進める必要があります。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。

したがって、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じ、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援していくことです。

このような意義を踏まえ、本町では次の8つの基本的な視点にたつて、子ども・子育て支援に取り組んでいきます。

### ①子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組を進めます。

### ②次代の親の育成という視点

子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。

### ③サービスの視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズが多様化しているため、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組を進めます。

さらに、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めます。

### ④社会全体による支援の視点

国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体が協働して子育て支援を進めます。

### ⑤仕事と生活の調和の実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つとして重要なため、社会全体の運動として進めていきます。

### ⑥結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点

結婚や子育てに関する希望を実現するため、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点に立った取組を進めます。

### ⑦すべての子どもと家庭への支援の視点

子育ての孤立化等の問題を踏まえ、ひとり親の家庭や国際結婚をしている家庭等、広くすべての子どもと家庭への支援という視点に立った取組を進めます。

### ⑧地域における特性を活用する視点

NPO、子育てサークル、地区育成会、子ども会、自治会を始めとする様々な地域活動団体等が活動するとともに、子育て支援等を通じ地域への貢献を希望する住民も多い。加えて森林や最上川をはじめとした豊かな自然環境や観光資源、並びに地域に受け継がれる伝統文化等、様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用し、子どもが集える場の確保に向けた取組を進めます。

### 3 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、次の7つを基本目標と定め、子ども・子育て支援施策を組み立てて推進します。

基本目標Ⅰ	地域における子育て支援の環境づくり
基本目標Ⅱ	母と子の健康を守る環境づくり
基本目標Ⅲ	子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり
基本目標Ⅳ	子どもや子育てにやさしく安全な環境づくり
基本目標Ⅴ	ワーク・ライフ・バランスの推進
基本目標Ⅵ	特に支援が必要な子どもを支える環境づくり
基本目標Ⅶ	若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり

## 4 計画の施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
子どもとともに 心の通い合う 健康で明るいまち	I 地域における子育て支援の環境づくり	1 地域における子育て支援サービスの充実
		2 保育サービスの充実
		3 子育て支援のネットワークづくり
		4 子どもの健全育成
		5 地域における人材養成
	II 母と子の健康を守る環境づくり	1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策の充実
		2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
		3 食育の推進
		4 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり
		5 小児医療の充実
	III 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり	1 次代の親の育成
		2 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備
		3 家庭や地域の教育力の向上
		4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	IV 子どもや子育てにやさしく安全な環境づくり	1 良質な住宅・住環境の確保
		2 安全な道路交通環境の整備
		3 安心して外出できる環境の整備
		4 子どもを犯罪等の被害から守るための安全・安心なまちづくりの推進
		5 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
		6 被害に遭った子どもの保護の推進
	V ワーク・ライフ・バランスの推進	1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し
		2 仕事と子育ての両立の推進と基盤整備
		3 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進
	VI 特に支援が必要な子どもを支える環境づくり	1 児童虐待防止対策の充実
		2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
		3 障がい児施策の充実
	VII 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり	1 多様な就労の場の確保と就労の支援
		2 行政、地域、企業等における結婚しやすい環境づくりの推進

# 第4章 施策の展開



## 第4章 施策の展開

### 基本目標 I

### 地域における子育て支援の環境づくり

#### 1 地域における子育て支援サービスの充実

専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育てサービスの充実を図ることが必要です。

このため、子育て支援事業が着実に実施できるよう、必要な措置の実施に努めるとともに、子育て支援事業に関する情報の提供、相談・助言並びにあっせん、調整・要請等を行います。

これらの取組に際しては、保護者が障がいを持つ家庭や産前・産後休業、育児休業期間中の保護者についても、情報提供や相談支援等子育て支援サービスが適切に提供されるよう、きめ細かな配慮を行います。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
①ファミリー・サポート・センター事業の推進	育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人たちが会員になり、互いに援助しあう会員組織の事業	中間見直し年を目途に実施	保健福祉課
②子どもの生活相談	子育てに関する悩みなどの相談	広報誌、ホームページを活用し、周知を図る。	保健福祉課
③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実	放課後に保護者のいない家庭の児童に対し実施する健全育成事業	継続実施	保健福祉課
④子育て支援センター事業の充実（にじっこひろば・おひさまランド）	就学前の児童を対象とした遊び場の確保や子育て家庭に対して、育児相談や子育て支援サービスに関する情報提供、子育てサークル支援等を行う事業	継続実施	保健福祉課
⑤子育て相談（保育園）の充実	保育園において、子育て相談や情報を提供する事業	継続実施	保健福祉課
⑥家庭児童相談の充実	家庭における児童の健全育成を図る育児相談及び指導	継続実施	保健福祉課

#### 2 保育サービスの充実

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分踏まえたサービスの提供体制の整備が必要です。

延長保育、一時預かり等の保育需要に応じて、広く住民が利用しやすい保育サービスを提供します。

保育サービスの利用者による選択や子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心の確保の観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。さらに、保育サービスの質を

担保する観点から、サービスの評価等の仕組みの導入、実施等についても検討します。

経済的支援については、国及び県による幼児教育・保育の無償化に対応しながら、町独自の支援策として、保育料及び副食費の完全無償化により保護者の負担軽減を図ります。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
①通常保育事業の推進	受入体制を整備する事業	継続実施	保健福祉課
②延長保育事業の推進	保育園の通常の開所時間外の保育ニーズへの対応を図る保育事業	継続実施	保健福祉課
③一時預かり事業の推進	保護者の病気、出産、介護、冠婚葬祭などの場合に一時的に児童を預かる保育事業	継続実施	保健福祉課
④乳児保育事業の推進	産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応するための0歳児からの保育事業	継続実施	保健福祉課
⑤障がい児保育事業の推進	保育が可能な障がい児を受入れた保育事業	継続実施	保健福祉課
⑥保育園地域活動事業の推進	保育園の有する専門機能を活用した世代間交流や異年齢児交流等の事業	継続実施	保健福祉課
⑦保育サービス評価事業の導入検討	保育サービスの質について、第三者機関が専門的、客観的立場から評価する事業	今後検討	保健福祉課
⑧経済的支援	国による幼児教育・保育の無償化及び町単独の支援	継続実施	保健福祉課

### 3 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークを整備します。

各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、資料の作成・配布等による情報提供を行います。

地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めます。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
①少子化対策・子育て支援ネットワーク会議の開催	地域において子育て支援を行っている各団体との連携	更なる連携強化	保健福祉課
②少子化対策・子育て支援総合ガイドブック	子育て支援情報を総合的にまとめた子育てガイドブックの更新	随時ガイドブックの更新を行う。	保健福祉課

## 4 子どもの健全育成

地域社会における児童数の減少は、遊びの場を通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、放課後や週末等に、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や体験活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進します。

子どもの健全育成を図る上で、公民館や学校等の社会資源、主任児童委員、地域ボランティア、子ども会、自治会等を活用した取組を進めていきます。

主任児童委員が、地域における子育て支援や子どもの健全育成を通じた虐待の防止の取組等、子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進めていきます。

性の逸脱行動の問題点等については、教育・啓発を推進し、いじめ問題への対応や少年非行等に問題を抱える児童の立ち直りを支援します。

保護者の子育て支援、引きこもりや不登校への対応においては、児童相談所、学校、保護者、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処する必要があるため、地域ぐるみの支援ネットワークを整備します。

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、保護者の就労環境支援の観点から、すべての小学生が放課後等を安全かつ安心に過ごし、多様な体験及び活動を行うことができるよう放課後児童対策パッケージを踏まえ、事業を展開していきます。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
①児童館・児童センター運営の推進	子どもの居場所として既存の児童館、児童センター事業を助成し、活動の充実を図る。	継続実施	保健福祉課
②放課後児童クラブの推進	放課後の子どもの居場所として、既存の放課後児童クラブ事業を助成し、活動の充実を図る。	小学校ごとに放課後児童クラブを設置し、活動の充実を図るため学校との連携を深め継続し助成を行う。	保健福祉課
③総合体験活動の充実	大石田町に住む小学生を対象に休日を利用して自然を活用した体験、芸術や科学に触れる体験等のさらなる充実を図る。	大石田町らしい体験を通し、郷土愛の醸成、良質で多様な学びの機会の提供	教育文化課
④ジュニアスポーツ活動の支援	スポーツ活動を通し心身ともに健康な体力づくりを目的とした体育協会等のジュニアスポーツ活動への支援	参加者が増加するような大会内容の充実、スポーツ少年団団員の確保	教育文化課
⑤農業体験活動事業	小中学校において、地域の農業者との世代間交流を行う事業	継続実施	教育文化課
⑥児童手当の支給	「児童手当法」に基づく手当の支給	継続実施	保健福祉課
⑦就学援助費の支給	生活困窮世帯の児童および生徒に係る援助	継続実施	教育文化課
⑧社会を明るくする運動の推進	街頭キャンペーン、標語、作文コンクール、講演会等の実施	継続実施	保健福祉課

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
⑨青少年健全育成事業の推進	青少年健全育成協議会活動の推進	継続実施	教育文化課
⑩読み聞かせ活動の推進	未経験者を対象とした外部講師によるボランティア養成講座の開催	事業継続のため、意欲のある人への仲間づくりの支援	教育文化課
	読み聞かせボランティアの経験者を対象とした図書館司書による研修会の開催	事業継続のため、読み聞かせサークルの活動支援	教育文化課
	学校等で読み聞かせボランティアをしているグループを対象とした講座の開催	グループやサークルへの活動支援のよる人材確保	教育文化課
	保育士、教諭、図書館司書、ボランティアグループによる小学校、保育園、子育てサークルなどでの読み聞かせの定例的な開催	継続実施	教育文化課
	1歳6か月児健診時、図書館司書による読み聞かせを取り入れる。	継続実施	保健福祉課
⑪図書の団体貸出の推進	団体貸出用図書を充実し、小・中学校、保育園、放課後児童クラブ等への貸出を推進	継続実施	教育文化課
⑫学校図書館の充実と町立図書館との連携強化	学校図書館と町立図書館が連携し、図書の内容充実などの整備を図る。	学校図書館・町立図書館ネットワーク事業を実施し、年数回の会議・研修の継続 学校図書館・町立図書館で同一システムの導入を検討	教育文化課

## 5 地域における人材養成

子育て支援の充実のため、支援の担い手となる人材の確保が必要であり、専門的な知識や技能をもった人、郷土の歴史や人生経験を語れる人、子どもたちの活動の見守りができる人など、様々な場で活躍できる人材の把握、養成を行い効果的な活用を図ります。

## 基本目標Ⅱ

## 母と子の健康を守る環境づくり

### 1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策の充実

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。特に、親の育児不安の解消等を図るため乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め妊娠期から継続した支援体制を整備します。

こうした乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のため啓発等の取組を進めます。

妊娠及び出産の経過が、産後のメンタルヘルスや育児の状況にも関わることから、妊娠・出産・育児期の環境整備の充実が求められます。このため、妊婦やその家族に対する出産準備教育や相談の場の提供等を行うとともに、出産体験の振り返りの機会の提供や産後・育児期の支援を行います。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
①母子健康手帳の交付と妊婦指導	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する手帳の交付及び保健サービスの情報提供と妊婦指導	妊婦ひとりひとりへの手厚い支援	保健福祉課
②乳幼児相談の充実	乳幼児家庭を対象とした子育て相談	相談しやすい体制づくり	保健福祉課
③乳幼児訪問指導の充実	育児指導や保健指導が必要と思われる乳幼児やその親を対象とした訪問指導	継続実施	保健福祉課
④妊婦健康診査の実施	妊婦を対象とした医療機関における健康診査	継続実施	保健福祉課
⑤乳幼児健康診査の実施	おおよそ3～6か月、10～14か月児を対象とした健康診査	継続実施	保健福祉課
	1歳6か月の幼児を対象とした集団健康診査	継続実施	保健福祉課
	3歳の幼児を対象とした集団健康診査	継続実施	保健福祉課
	5歳児検診の実施	令和7年度から新規実施	保健福祉課
⑥事故防止の啓発	発達段階にあわせた事故防止情報の提供と啓発	継続実施	保健福祉課
⑦乳幼児医療費の支給	乳幼児を対象とした医療費の支給	継続実施	保健福祉課
⑧予防接種の実施	「予防接種法」に基づく予防接種	継続実施	保健福祉課
⑨乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの乳児の家庭に訪問し、身体測定や発達チェック、相談等を行う。	継続実施	保健福祉課

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
⑩歯科保健教室	2歳児・2歳6か月児と保護者を対象としたむし歯予防に関する講義と歯科検診及びフッ素塗布	継続実施	保健福祉課
	保育園児(5歳児クラス)と保護者を対象としたむし歯予防に関する講義とブラッシング指導	継続実施	保健福祉課

#### こども家庭センター(母子保健機能)について

大石田町こども家庭センターの設置に伴い、子育て世代包括支援センターが行っていた事業は、令和6年度から大石田町こども家庭センター(母子保健機能)として事業を展開しております。

妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供します。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
⑪こども家庭センター(母子保健機能)	妊産婦・乳幼児等の実情を把握	継続実施	保健福祉課
	妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導	継続実施	保健福祉課
	サポートプランの策定	継続実施	保健福祉課
	保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整	継続実施	保健福祉課

## 2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

自殺や性、不健康やせ等は、次世代の子どもの心身の健康に関する重要な課題であり、その重要性を認識した保健対策の充実が必要です。

自殺による死亡率の減少のため、幅広い関係者が児童生徒の問題行動を未然に防止し、自殺の兆候の早期発見等に取り組むことや、児童生徒の心のケアのための相談体制の充実を図ります。

10代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性に関する健全な意識の育成と併せて、性や性感染予防に関する正しい知識を普及します。

妊娠前前から、妊娠・出産・育児に関する正しい知識が得られるような環境づくりや、思春期の子どもの身体的・心理的状況の理解と行動の受け止めができるような環境づくりを進めます。

喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を図ります。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
①思春期健康教育の推進	思春期の健康問題についての正しい知識の啓発・普及	継続実施	教育文化課
②喫煙防止対策の推進	各学校を通じて喫煙に関する正しい知識の普及啓発のための学習を充実する。	継続実施	教育文化課
③正しい性知識の普及	各学校を通じて、性に関する正しい知識の普及啓発のための学習を充実する。	継続実施	教育文化課
④薬物乱用防止教育の推進	各学校を通じ薬物に関する正しい知識の普及啓発のための学習を充実する。	継続実施	教育文化課
⑤飲酒についての正しい知識の普及	各学校を通じて飲酒に関する正しい知識の普及啓発のための学習を充実する。	継続実施	教育文化課

### 3 食育の推進

朝食欠食等の食習慣の乱れや、思春期やせに見られるような心と身体の問題が子どもたちに生じている現状では、乳幼児期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ることが必要です。

このことから、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前から適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
①保育園における食育教育	食生活、生活リズムの大切さの啓発	継続実施	保健福祉課
②離乳食教室	離乳食の進め方の理解	個別性に合わせた指導や試食の提供でのアレルギー対応についての検討	保健福祉課
③幼児食教室	望ましい食習慣の啓発	個別性に合わせた指導や試食の提供でのアレルギー対応についての検討	保健福祉課
④2歳児・2歳6か月児の歯科保健教室	むし歯予防の食習慣の啓発	講話や個別指導などでの指導についての検討	保健福祉課
⑤5歳児の歯科保健教室			
⑥妊婦の栄養相談	妊婦の健康づくりを主とした食生活の啓発	継続実施	保健福祉課
⑦1歳6か月児における栄養相談	望ましい食習慣の啓発	個別性に合わせた指導について検討	保健福祉課

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
⑧3歳児における栄養相談	望ましい食習慣の啓発	個別性に合わせた指導について検討	保健福祉課
⑨乳幼児における栄養相談	望ましい食習慣の啓発	個別性に合わせた指導や試食の提供でのアレルギー対応についての検討	保健福祉課

#### 4 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

親が安心して子どもを産み育て、子どもが将来に夢を持って健やかに育つ環境を築くために、地域・学校・企業等が協調しながらネットワークを作り、親子を温かく見守り支える機運を社会全体で高めていきます。

#### 5 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に努めます。また、小児救急医療については、県や近隣の市町村、関係機関との連携のもとに、積極的に取組を行います。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
①小児救急医療の推進	小児救急講習会の開催	継続実施	保健福祉課
②医療費無償化の継続	18歳(高校3年生年代)までの医療費無償化の継続	継続実施	保健福祉課

**基本目標Ⅲ****子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり****1 次代の親の育成**

男女が協力して家庭を築くことや、子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発については、各分野が連携しつつ効果的な取組を行います。

家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めます。特に、中学生、高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育園、児童館及び乳幼児健診等の場で職場体験を行うなど、乳幼児とふれあう機会を広げます。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
①職場体験の充実	中学校期における様々な職場での体験活動の推進と「職業」や「仕事」に対する意識の啓発	継続実施	教育文化課
②保育体験の実施	中学生の保育園での保育体験	継続実施	教育文化課

**2 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備**

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、次のような取組により、学校の教育環境等の整備に努めます。

**(1)確かな学力の育成**

子どもが社会変化に応じた生き方ができるようにするには、主体的に学習に取り組む態度を基盤とした、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力といった確かな学力が必要です。

そのために子ども、学校及び地域の実態を踏まえて教育内容や方法を創意工夫し、子どもひとりひとりに応じたきめ細かな指導の充実を図り、教育内容に応じた専門家(講師)の活用も積極的に行います。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
①基礎を理解する指導計画の改善・充実	基礎・基本の確実な定着のための指導方法の工夫・改善と評価基準の見直し	継続実施	教育文化課
②個々に応じた多様な指導方法の充実	習熟度別学習や少人数指導などの積極的な取入れと個々に応じたきめ細かな指導	継続実施	教育文化課
③英語指導助手(ALT)の活用	英語指導助手(ALT)の小学校への派遣及び保育園への派遣	継続実施	教育文化課
④教育内容に応じた専門家(講師)の活用	小中学校の活性化を図るため、教育内容に応じた専門家(講師)の積極的な活用	継続実施	教育文化課

## (2)豊かな心の育成

豊かな心を育むため、道徳教育の指導方法や指導体制の工夫・改善を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進します。

いじめ、暴力行為、不登校等に対応するため、専門家による相談体制を強化し、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくり等を推進します。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
①道徳教育の充実	道徳の時間の確実な実施や「私たちの道徳」の効果的活用	継続実施	教育文化課
②特別活動の充実	学級活動、児童会活動、生徒会活動を通じ自己有用感を高め、ひとりひとりの自尊感情を育む	新規実施	教育文化課
③多様な体験活動の機会の充実	自然に親しみ、情操や社会性を醸成する体験活動の推進	継続実施	教育文化課
④社会人活用事業の実施	地域の人材や素材などの授業への活用と地域との交流を推進する事業	継続実施	教育文化課
⑤教育相談体制の充実	電話等による相談	継続実施	教育文化課

## (3)健やかな体の育成

子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫・改善等を進め、体育授業の充実を図ります。

子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携により、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。

生涯にわたる心身の健康の保持・増進に必要な知識や適切な生活習慣等を、身に付けさせるための健康教育を推進します。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
①体育授業の充実	指導計画・指導方法の工夫	継続実施	教育文化課
②運動部活動の支援	外部指導者の導入などによる運動部活動の充実	継続実施	教育文化課
③健康教育（保健）	関係機関・団体との連携などによる指導の充実	継続実施	教育文化課
④歯科保健対策の推進	小・中学生を対象とした歯科保健に関する意識の啓発	継続実施	教育文化課
⑤小児生活習慣病予防健康診断事業の推進	肥満等により指導が必要な児童に対する生活習慣病予防のための指導	継続実施	教育文化課

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
⑥健やかな体の育成	給食を通して、栄養の知識や食の大切さの指導	継続実施	教育文化課
⑦食育の充実	地産地消を推進しながら食育を実施	継続実施	教育文化課

#### (4)信頼される学校づくり

学校運営協議会制度(いわゆるコミュニティ・スクール)の活用等により、保護者や地域住民の参画を得ながら学校運営の改善や学校支援の充実を図り、社会総がかりで子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を進めます。

子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行っていきます。

学校においては、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が、家庭や地域の関係機関・団体とも連携しながら、地域全体で子どもの安全を見守る環境を整備していきます。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
①開かれた、信頼される学校づくり	コミュニティ・スクールの活用	継続実施	教育文化課
②子ども見守り隊連絡協議会の活動推進	地域社会で子どもを見守る体制づくり	継続実施	教育文化課

#### (5)幼児教育の充実

幼児教育の充実のため、幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人のかかり方について、保護者や地域住民等の理解を深めていきます。

これらを含め、保育園における子育て支援の充実、保育園と小学校との連携を推進していきます。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
①保育園と小学校の連携	保育園から小学校への円滑な移行のため保小連携会議を実施、連携を強化	継続実施	保健福祉課
			教育文化課

### 3 家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高める必要があります。

#### (1)豊かなつながりの中での家庭教育への支援の充実

家庭教育の自主性を尊重しつつ、地域や学校を始めとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の学習機会を充実させるとともに、養成した人材を活用した支援等のコミュニティの協働による家庭教育支援を推進します。

また課題を抱える家庭への訪問や相談対応等を学校及び福祉部局等と連携して行います。

#### (2)地域の教育力の向上

子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する力、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体で育てていく必要があります。

このため、地域住民や関係機関等の協力のもと、森林等の豊かな自然環境等、地域における教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、総合型地域スポーツクラブの整備、スポーツ指導者の育成等、スポーツに対する子どもたちの多様なニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させます。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
①子ども会等地域活動の機会の充実	地域や関係機関等の協力による地域活動促進	中学生も巻き込んだ地区単位での開催	教育文化課
②ジュニアスポーツ活動の支援	スポーツ活動を通じた心身ともに健康な体力づくりを目的としたジュニアスポーツ活動への支援	参加者が増加するような大会内容の充実、スポーツ少年団団員の確保	教育文化課
③自然体験講座の開催	森林や河川などの自然に子どもがふれあい、自然を体験するための講座を開催	大石田町らしい体験を通し、郷土愛の醸成、良質で多様な学びの機会の提供	教育文化課

## 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

テレビ、インターネットをはじめとした各種メディアで性や暴力等に関する過激な情報の閲覧が容易に可能であるため、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかけていきます。

スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が問題になっています。このため、地域住民や関係機関・団体との連携強化による、青少年のインターネットの適切・安全・安心な利用や保護者に対する普及・啓発を推進します。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
①インターネットの適正利用の啓発	インターネットにおける正しい知識やモラル、出会い系サイトやアダルトサイト、SNS等による犯罪防止及び被害防止のための啓発事業	継続実施	教育文化課
②青少年育成団体への支援	青少年育成推進員の配置や青少年育成町民会議の活動支援	継続実施するとともにSNS等インターネット犯罪の防止に努める。	教育文化課

## 基本目標Ⅳ

## 子どもや子育てにやさしく安全な環境づくり

### 1 良質な住宅・住環境の確保

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質な子育て世代向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組を推進します。

また、民間事業者等と連携しながら、持家や借家を含めた住宅情報の提供に努めます。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
①計画的な公営住宅の建て替え	町営住宅の建て替え推進と、県営住宅の建て替え促進	公営住宅等長寿命化計画に基づき改修と調整の継続	建設課
②公園等の整備	居住環境に配慮した公園及び緑地の整備	継続した環境維持作業の実施	建設課
③住宅確保と定住促進	新築住宅の建築・購入、または中古住宅を購入し住まれる方への助成（子育て世帯加算有）	継続して実施し、定住と移住促進を図る。	まちづくり推進課

### 2 安全な道路交通環境の整備

高齢者、身体障がい者等の移動を円滑にするため、幅の広い歩道の整備を推進します。

また、事故の危険性の高い通学路においては、歩道や照明等の点検及び整備を図り、特に冬期間は、きめこまやかな除排雪等に努め、より安全・安心な歩行空間の創出に努めます。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
①地域の道路の整備	道路、歩道の整備	引き続き整備の継続 路面性状調査を行い、老朽化の激しい道路から優先順位を付け補修を実施	建設課
②交通安全施設の整備	通学路の点検及び整備、交差点改良整備、照明灯設置	照明器具の更新時に随時 LED 化の推進	建設課
	防護柵、道路反射鏡設置	降雪による破損等について随時補修	建設課 まちづくり推進課
	通学路等の除排雪	除雪の問題点を計画に反映できるように努めていく。	建設課
	信号機の設置要望	公安委員会への要望の継続	まちづくり推進課

### 3 安心して外出できる環境の整備

妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進します。

公共施設等において、子どもサイズの便器、手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置など、子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を推進します。

各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を推進します。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
①公共施設等のバリアフリー化	公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化の推進	継続実施	建設課
②子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	子育て世帯にやさしいトイレや託児施設等の場の整備	継続実施	保健福祉課
③子育て世帯への情報提供	子育て世帯への情報提供の推進	継続実施	保健福祉課

### 4 子どもを犯罪等の被害から守るための安全・安心なまちづくりの推進

住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進します。

子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施するとともに、学校付近や通学路等において、PTA等の学校関係者や防犯等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進します。

子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、通学路や公園等への防犯灯の設置を実施します。

子どもが犯罪等に遭った場合の緊急避難場所である「子ども 110 番」等の防犯ボランティア活動を支援します。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
①地域安全広報活動の推進	地域や関係機関が連携した街頭キャンペーンなどの実施	継続実施	まちづくり推進課
②地域安全教育の促進	幼児・児童の保護者への地域安全教室の開催	継続実施	まちづくり推進課
③防犯灯設置の促進	町内各所への防犯灯設置及び町内会への防犯灯設置補助の継続	継続実施	まちづくり推進課

## 5 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育園、学校、児童館、関係機関・団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。

### (1)交通安全教育の推進

地域の実情に応じた交通安全教育を推進するため、交通安全教育にあたる交通安全専門指導員を配置し、継続して指導していきます。

また、「かもしかクラブ」をはじめとした幼児期の交通安全教育の推進、小学生を対象とした自転車教室の開催等を通じ、交通安全教育を促進します。

併せて、正しいチャイルドシートの着用及びシートベルトの全席着用並びにながらスマホの防止、自転車利用時のヘルメットの着用の徹底等、児童の保護者や地域住民に対しても、子どもを交通事故から守るため指導・助言、情報提供の充実を図ります。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
①交通安全教育の促進	保育園・小学校等での交通安全教室の開催	継続実施	まちづくり推進課
②交通安全広報活動の推進	地域や関係機関が連携した街頭キャンペーン等の実施	継続実施	まちづくり推進課
③交通事故・事故防止情報の提供	子どもを交通事故の被害から守るための情報提供	継続実施	まちづくり推進課

## 6 被害に遭った子どもの保護の推進

いじめ、児童虐待、犯罪等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
①相談体制の整備	関係機関と連携したきめ細かな相談体制の整備	継続実施	保健福祉課
			教育文化課
②被害に遭った子どもの保護対策	児童相談所等との連携による被害児童及び保護者への支援の実施	継続実施	保健福祉課
			教育文化課

## 基本目標Ⅴ

## ワーク・ライフ・バランスの推進

### 1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

すべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めていきます。

職場優先の意識や男女の固定的役割分担意識等、職場における働きやすい環境を阻害する慣行等を解消します。このため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進します。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
①男女共同参画社会の必要性の啓発	男女共同参画社会の必要性を啓発するとともに女性が仕事をしながら子育てをすることへの理解と支援の必要性の啓発	継続実施	まちづくり推進課

### 2 仕事と子育ての両立の推進と基盤整備

保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実を図ります。

### 3 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

結婚や妊娠・出産の希望の実現のため、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない推進が必要です。このため、妊産婦等の地域の実情に応じたニーズに対応し、ライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援を実施します。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
①妊婦健康診査	妊婦を対象とした医療機関での健康診査	継続して実施するとともに健診の重要性の周知に努める。	保健福祉課
②乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児の家庭に訪問し、身体測定や発達チェック、相談等を行う。	継続実施	保健福祉課
③養育支援訪問事業	育児や保健指導が必要と思われる児童やその保護者を対象とした訪問指導	継続実施 関係機関との連携強化	保健福祉課

**基本目標VI**

**特に支援が必要な子どもを支える環境づくり**

**1 児童虐待防止対策の充実**

児童虐待の早期発見、早期対応のため、身近な場所における継続的な支援を行い、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導等を行います。利用者支援事業等により、地域における切れ目のない子育て支援を活用して虐待を予防するほか、児童相談所の権限や専門性を有する場合には、遅滞なく児童相談所へ事案を送致することや必要な助言を求めることが重要であり、このための関係機関との連携強化が不可欠となります。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
①子どもの権利擁護	体罰によらない子育てを推進するため、乳幼児健診の場、子育て支援拠点、保育所、学校等も活用して普及啓発活動を行う。	児童が家庭において健やかに養育されるように関係機関と連携し保護者の支援にあたる。	保健福祉課
②要保護児童対策地域協議会の推進	関係各課、機関との情報交換による児童虐待の早期発見、防止活動、援助活動及び啓発活動	実務者会議や個別ケース会議を開催し、個々の事案の対応を検討し適切な支援にあたる。	保健福祉課
③虐待に関する相談の充実	児童虐待に関する相談、指導	専門性の強化 ケースに合わせた迅速な対応	保健福祉課
④虐待の早期発見と予防	健康相談、健康診査、訪問指導等あらゆる機会における児童虐待の早期発見や関係機関と連携した支援	健康診断、訪問事業等の機会や相談業務において虐待が疑われる家庭の早期発見及び虐待を未然に防ぐ。	保健福祉課
⑤主任児童委員、民生児童委員の活用	児童虐待の早期発見、早期対応のための主任児童委員、民生児童委員の積極的活用	事業継続（要保護児童対策地域協議会代表者会議及び実務者会議への参加等）	保健福祉課

## こども家庭センター(児童福祉機能)について

大石田町こども家庭センターの設置に伴い、子ども家庭総合支援拠点が行っていた事業は、令和6年度から大石田町こども家庭センター(児童福祉機能)として事業を展開しております。

すべての子どもの権利を擁護するために、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行います。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
⑦こども家庭センター(児童福祉機能)	子ども家庭支援全般に係る業務	保健福祉課内において各事業を進める。こども家庭センター、要保護児童対策地域協議会等が連携し、特に要保護児童・要支援児童・特定妊婦に係る情報については、情報共有を行い、問題解決につなげる。	保健福祉課
	要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務		
	関係機関との連絡調整		
	その他の必要な支援 児童相談所が一時保護又は施設入所等の措置を解除した後の子ども等が安定した生活を継続するための支援等		
⑧子育て短期支援事業	社会的擁護施策の子育て短期支援事業所の確保に努める。	ニーズが生じた場合には即時対応できるよう、広域的な協定を検討	保健福祉課

## 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の子どもの健全な育成を図るために、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」等の規定を踏まえて、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域のひとり親家庭等の現状を把握し総合的な対策を適切に実施していきます。

ひとり親家庭等の自立支援として、県が行う事業や施策などと連携して推進します。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
①自立支援給付金事業	ひとり親家庭へ自立支援教育訓練給付金の支給	県で実施	保健福祉課
②児童扶養手当の支給	「児童扶養手当法」に基づく手当の支給	制度周知の強化	保健福祉課
③女性相談の充実	女性の抱える諸問題に対する女性相談員による相談・助言・指導	相談機能の強化	保健福祉課
④ひとり親家庭等医療給付事業	ひとり親家庭等の保護者並びにこれらの家庭の児童を対象とした医療費の支給	相談機能の強化	保健福祉課
⑤母子父子寡婦福祉資金の貸付	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく資金の貸付	県で実施	保健福祉課

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
⑥ひとり親家庭子育て生活支援事業	ひとり親家庭等における技能習得のための通学、疾病等による一時的な生活援助もしくは保育サービスの実施	県で実施	保健福祉課
⑦母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母親等の就業相談、就業支援講習の実施など就業支援サービスの提供	県で実施	保健福祉課

### 3 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査並びに学校における健康診断等を推進します。

障がい児等特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療(育成医療)の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の提供を行います。

また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、児童発達支援センター等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通して地域の障がい児等特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実に努めます。

自閉症、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)等の発達障がいを含む障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、当該子どもが自立し、社会参加をするための力が必要です。保育士等の資質や専門性の向上を図るとともに、専門家等が乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報を提供するとともに、保育園、小学校、特別支援学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることにより、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていきます。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知も必要であり、さらに家族が適切な子育てを行えるよう家族への支援を行うなど、発達障がい者支援センターとの連携を密にしながら、支援体制整備を行います。

特定教育・保育施設、放課後児童健全育成事業で、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受入れを推進するとともに、受入れに当たっては、各関係機関との連携を図ります。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
①障がい児居宅生活支援事業 (短期入所)	保護者の疾病等の理由により、家庭において障がい児を一時的に介護できないとき、入所施設で一時的に預かる事業	制度周知の強化 対象者への支給決定	保健福祉課
②障がい児居宅生活支援事業 (居宅介護)	障がい児に対してヘルパーを派遣し、身体介護、家事援助、移動介護などを行う事業	継続実施	保健福祉課
③障がい児居宅生活支援事業 (デイサービス)	社会適応訓練を中心としたデイサービス	対象者への支給決定	保健福祉課
④重度心身障がい児医療給付事業	重度心身障がい児等を対象とした医療費の支給	継続実施	保健福祉課
⑤自立支援医療費 (育成医療)	確実な効果が期待できる障がい児の身体障がい除去、軽減する治療への医療費助成	継続実施	保健福祉課
⑥補助具の交付および日常生活用具の給付	補助具の交付及び日常生活用具の給付	継続実施	保健福祉課
⑦医療的ケア児への支援	人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、支援体制を構築する。(町障がい児計画にも位置付けされている)	医療的ケア児が必要とする支援の利用を調整し、地域における課題の整理や支援のための活動を支える体制整備の検討をしながら、取組を推進	保健福祉課

## 1 多様な就労の場の確保と就労の支援

すべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めていきます。

職場優先の意識や男女の固定的役割分担意識等、職場における働きやすい環境を阻害する慣行等を解消します。このため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進します。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
①多様な就労の場の確保と就労の支援	資格取得支援事業助成金の交付	周知方法の見直しを検討	産業振興課
	農業次世代人材投資資金の交付 (令和4年度から新規就農者育成総合対策事業に移行) ※事業は3年を1単位	周知及びUターン者の制度利用拡大に向け交付要件の見直し	産業振興課
	移住者向け食の支援事業支給品の支給	令和6年度から移住前に「やまがた暮らし移住登録」後に県へ申請	まちづくり推進課
	若者定着奨学金返還支援事業助成候補者の認定	事業継続	まちづくり推進課

## 2 行政、地域、企業等における結婚しやすい環境づくりの推進

結婚しやすい環境づくりの推進については、若者の結婚に対する意識調査や結婚対策等の施策を推進し、男女の出会いや交流が幅広くできるように県内外の市町村や各団体に情報提供します。

男女の交流機会の提供や結婚に関する相談等については、行政や地域、企業等が応援できる“結婚しやすい環境づくり”を検討します。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
①行政、地域、企業等における結婚しやすい環境づくりの推進	婚活イベントのチラシ全戸配布	Aiを使ったマッチングサイト「Aiナビやまがた」への登録助成を行うとともに、HP等でのイベントの告知	まちづくり推進課
	やまがたハッピーサポートセンターのPR強化月間に合わせ広報誌で情報提供	「Aiナビやまがた」の登録料を全額助成する事業を実施し、結婚までの機会の支援を実施	まちづくり推進課
	やまがたハッピーサポートセンターによる「虹のプラザ」での出張相談会	ニーズに合った支援方法の検討、実績の把握	まちづくり推進課



## 第5章

# 子ども・子育て支援事業の展開



## 第5章 子ども・子育て支援事業の展開

### 1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用奨励・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

### 2 計画の基本的記載事項

#### (1)教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定。

#### (2)教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を設定。

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定。

教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所など
地域型保育事業	定員が6人以上19人以下の小規模保育、定員が5人未満の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育事業

### (3)地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定。

地域子ども子育て支援事業	
1. 利用者支援事業	10. 病児・病後児保育事業
2. 地域子育て支援拠点事業	11. 放課後児童健全育成事業
3. 妊婦健康診査事業	12. 子育て世帯訪問支援事業【新規】
4. 乳児家庭全戸訪問事業	13. 児童育成支援拠点事業【新規】
5. 養育支援訪問事業	14. 親子関係形成支援事業【新規】
6. 子育て短期支援事業	15. 産後ケア事業【新規】
7. ファミリー・サポート・センター事業	16. 妊婦等包括相談支援事業【新規】
8. 一時預かり事業	17. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
9. 延長保育事業	18. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

### (4)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加

令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施することとする。

## 3 教育・保育事業等の提供区域

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

教育・保育提供区域の考え方は、次のとおりです。

- ①地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案したものであること。
- ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分ごと、又は事業ごとに設定することができる。

本町では、区域内の児童数や施設の規模、現在の教育・保育の利用状況等を勘案して、町全域を1つの区域として定めることとします。

## 4 児童人口の将来推計

計画期間の児童人口の推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コーホート変化率法により算出しました。

### ■ 就学前児童数の推計値

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	15	15	12	12	12
1歳	17	15	15	12	12
2歳	17	18	16	16	13
3歳	24	17	18	16	16
4歳	18	24	17	18	16
5歳	25	18	24	17	18
計	116	107	102	91	87

※住民基本台帳人口（平成31年～令和5年、各年4月1日現在）に基づくコーホート変化率法による推計

### ■ 小学生児童数の推計値

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
6歳	30	24	17	23	16
7歳	26	30	24	17	23
8歳	46	26	30	24	17
9歳	33	45	25	29	23
10歳	41	33	45	25	29
11歳	41	41	33	45	25
計	217	199	174	163	133

※住民基本台帳人口（平成31年～令和5年、各年4月1日現在）に基づくコーホート変化率法による推計

## 5 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育の利用状況及びニーズ調査を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込(必要利用定員総数)と確保方策を設定します。

### ■令和7年度

単位(人)		1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
			教育を希望	左記以外			
対象年齢		3～5歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		1	1	68	10	14	18
確保提供数	幼稚園	2					
	認定こども園(幼稚園部分)	—					
	認定こども園(保育所部分)			—	—	—	—
	保育所			68	10	14	18
	地域型保育事業			—	—	—	—
	企業主導型(地域枠)			—	—	—	—
	②確保提供数の合計		2		68	10	14

### ■令和8年度

単位(人)		1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
			教育を希望	左記以外			
対象年齢		3～5歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		1	1	61	10	15	14
確保提供数	幼稚園	2					
	認定こども園(幼稚園部分)	—					
	認定こども園(保育所部分)			—	—	—	—
	保育所			61	10	15	14
	地域型保育事業			—	—	—	—
	企業主導型(地域枠)			—	—	—	—
	②確保提供数の合計		2		61	10	15

■令和9年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
			教育を希望	左記以外			
対象年齢		3～5歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		1	1	57	10	15	15
確保提供数	幼稚園		2				
	認定こども園（幼稚園部分）		—				
	認定こども園（保育所部分）			—	—	—	—
	保育所			57	10	15	15
	地域型保育事業			—	—	—	—
	企業主導型（地域枠）			—	—	—	—
	②確保提供数の合計			2	57	10	15

■令和10年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
			教育を希望	左記以外			
対象年齢		3～5歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み		1	1	48	10	12	15
確保提供数	幼稚園		2				
	認定こども園（幼稚園部分）		—				
	認定こども園（保育所部分）			—	—	—	—
	保育所			48	10	12	15
	地域型保育事業			—	—	—	—
	企業主導型（地域枠）			—	—	—	—
	②確保提供数の合計			2	48	10	12

■令和 11 年度

単位（人）	1号認定	2号認定		3号認定		
	教育を希望	保育が必要		保育が必要		
		教育を希望	左記以外			
対象年齢	3～5歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み	1	1	44	8	12	12
確保提供数	幼稚園	2				
	認定こども園（幼稚園部分）	—				
	認定こども園（保育所部分）		—	—	—	—
	保育所		44	8	12	12
	地域型保育事業		—	—	—	—
	企業主導型（地域枠）		—	—	—	—
	②確保提供数の合計	2	44	8	12	12

【確保方策】

幼稚園、認定こども園の教育施設においては、近隣市町との広域利用連携によって支援を行っていきます。

保育施設においては、保育園を中心に継続して事業を実施するとともに、実情に応じて近隣市町との広域利用連携によって必要な支援を行っていきます。

## 6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1)利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
基本型・特定型	—	—	—	—	—
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
基本型・特定型	—	—	—	—	—
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

#### 【確保方策の考え方】

令和6年度から大石田町こども家庭センターを設置し、必要な支援を行っております。

### (2)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位：延回数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
②確保方策	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

#### 【確保方策の考え方】

町内2施設において継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

なお、利用促進を図るため、開所日について検討します。

### (3)妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### ① 受診人数

単位：実人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	20	20	18	18	18
②確保方策	20	20	18	18	18
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

#### ② 受診回数

単位：延回数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	280	280	252	252	252
②確保方策	280	280	252	252	252
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

#### 【確保方策の考え方】

継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

### (4)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：実人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	15	15	12	12	12
②確保方策	15	15	12	12	12
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

#### 【確保方策の考え方】

継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

## (5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位：実人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5	5	4	4	4
②確保方策	5	5	4	4	4
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保方策の考え方】

継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

### 【確保方策の考え方】

現在、本町では実施していませんが、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

## (7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 【確保方策の考え方】

現在、本町では実施していませんが、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

## (8)一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

### ① 幼稚園型

単位：延人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	—	—	—	—
②確保方策	—	—	—	—	—
過不足(②-①)	—	—	—	—	—

### ② 幼稚園型を除く

単位：延人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	47	47	47	47	47
②確保方策	47	47	47	47	47
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

#### 【確保方策の考え方】

「幼稚園型」に関しては、現在、本町では実施していませんが、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

「幼稚園型を除く」に関しては、各保育園において継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

## (9)時間外保育事業(延長保育事業)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

単位：実人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	598	551	525	469	448
②確保方策	598	551	525	469	448
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

#### 【確保方策の考え方】

継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

## (10)病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

単位:延日数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	250	231	220	196	187
②確保方策	250	231	220	196	187
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保方策の考え方】

近隣市町(山形連携中枢都市圏)での広域利用連携により継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

## (11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位:実人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	217	199	174	163	133
1年生	30	24	17	23	16
2年生	26	30	24	17	23
3年生	46	26	30	24	17
4年生	33	45	25	29	23
5年生	41	33	45	25	29
6年生	41	41	33	45	25
②確保方策	217	199	174	163	133
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保方策の考え方】

継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

なお、放課後児童クラブについては、現在小学校単位で開設運営をしているが、令和9年度に小学校が統合し1校となることから開設場所等あり方について検討が必要となります。

## (12)子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

単位：利用回数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	40	40	40	40	40
②確保方策	40	40	40	40	40
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保方策の考え方】

保健福祉課において事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

## (13)児童育成支援拠点事業【新規】

虐待の防止や子どもの最善の利益の保障、健全な育成を目的とし、養育環境や家庭、学校に課題を抱える子どもやその家族に、居場所となる場を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供など、さまざまな支援を行う事業です。

### 【確保方策の考え方】

現時点で実施予定はありませんが、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

## (14)親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童を対象に、親子間の適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

単位：講座数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	10	10	10	10	10
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保方策の考え方】

こども家庭センターにおいて事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

### (15)産後ケア事業【新規】

誰もがより安全・安心な子育て環境を整えるため、退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

単位:延人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4	4	4	4	4
②確保方策	4	4	4	4	4
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

#### 【確保方策の考え方】

保健福祉課において事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

### (16)妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ事業です。

単位:延回数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	45	45	36	36	36
②確保方策	45	45	36	36	36
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

#### 【確保方策の考え方】

保健福祉課において事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

### (17)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

保育所等を利用していない6か月から満3歳未満の子どもが、保護者の就労にかかわらず月一定時間の枠のなかで、時間単位等で柔軟に保育所等に通える制度です。こどもが家庭以外の場で家族以外の人と接する機会を得ることで、心身の発達を促すほか、保護者の育児負担の軽減などが期待されています。

#### 【確保方策の考え方】

今後のニーズや状況を勘案しながら、令和8年度からの事業実施に向け必要に応じた検討を行います。

## (18)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### 【確保方策の考え方】

令和元年度より副食費助成事業を実施しており、今後の事業の展開については需要動向等をみながら検討します。

## (19)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### 【確保方策の考え方】

需要動向等をみながら検討します。

## 7 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上について

### (1)外国につながる幼児への支援・配慮について

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などのいわゆる外国につながる幼児の増加が見込まれる中、当該幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、地域における外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえ、保護者及び教育・保育施設等に対し、次のような支援を検討していきます。

- 就学前施設に関して相談可能な一元的な行政窓口の設定、就園に必要な手続き・園児募集の状況等の外国語によるホームページ掲載など、就園及び事業の利用に関する情報へのアクセスの向上を図る
- 各施設の希望に応じた通訳ボランティア派遣等の外国語対応支援、外国の文化・習慣・指導上の配慮等に関する研修の実施など、外国につながる幼児を受入れる教育・保育施設等の事業者や保育士等に対して支援する
- 保育園が通訳等を活用する場合の補助(保育体制強化事業)、外国人等の子どもを多く受け入れている保育園における、保育士の追加配置に係る補助(家庭支援推進保育事業)等の活用

### (2)幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

幼児教育・保育の質の確保・向上の取組はますます重要となっていることから、町子ども・子育て会議の意見も踏まえつつ、地域の実情に応じた質の向上施策を検討した上で、次のような取組を進めます。

#### ①保育園と小学校等との円滑な接続の推進

認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、連携・接続の意識啓発、園児と小学校児童との交流活動、保育士等と小学校教師との合同研修会や研究会の開催、保育士等による小学校の授業参観、小学校教師による教育・保育施設の保育参観、接続を意識したカリキュラムの作成などについて実施又は支援を行う。

#### ②保育士等に対する研修の充実等による資質向上

保育士等の資質向上を図るため、園内研修に係る支援(幼児教育アドバイザーの派遣、公開保育の促進など)、各職階・役割に応じた研修(園長、中堅、初任者向けなど)、町内各施設合同研修、分野別研修(特別支援教育、保育実践、子育ての支援、食育・アレルギー対応など)などを実施する。

#### ③処遇改善を始めとする労働環境への配慮

保育士等の処遇改善を始めとした労働環境の整備・改善のため、教育・保育に係る経験豊かな者、学識経験者、社会保険労務士等の専門家を活用し、教育・保育施設等におけるキャリアパスの構築、関連加算の取得、園内マネジメントの強化、就業規則の改善等を図る。

#### ④教育・保育施設を行う者に対する適切な指導監督、評価等の実施

教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価等の実施及び各地域における評価実践の優良事例の共有を図る。

#### ⑤幼児教育アドバイザーの育成・配置

保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し地域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う者（「幼児教育アドバイザー」という。）の育成・配置に努める。

### (3)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適切な支給の確保に努め、保護者への制度の案内等を的確に行うこととします。また、給付にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

# 第6章

## 計画の推進・評価体制



## 第6章 計画の推進・評価体制

### 1 計画の推進体制

本計画は福祉にとどまらず、教育、保健、住宅、道路、産業振興など、様々な分野に関わること、また5年間の集中的・計画的な取組が必要であることから、「大石田町子ども・子育て会議」と幼稚園・保育所・学校をはじめ、地域・企業・行政等の関係機関との連携を強化していきます。

また、子ども・子育てを取り巻く社会環境や本町の社会状況の変化に適切に対応しながら、子育て家庭の実情を踏まえて、子ども・子育て施策を総合的に推進していきます。

### 2 計画の公表及び周知

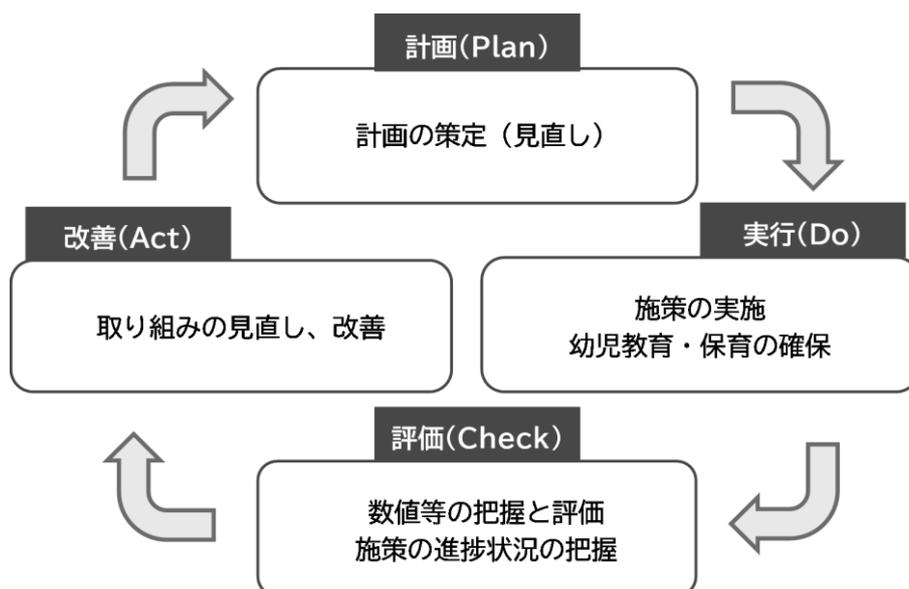
計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く住民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

また、計画の周知にあたっては、本計画書を公表するとともに、町広報誌やホームページ等による情報発信を推進し、町民ひとりひとりに広く情報が行きわたるよう、周知に努めます。

### 3 計画の評価と進行管理

計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルを導入し、「大石田町子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況の確認、評価及び見直しを行います。

また、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間において必要な計画の見直しを行います。







# 資料

## 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、大石田町子ども・子育て会議の調査及び審議を経て策定したものです。

### 【大石田町子ども・子育て会議委員名簿】

No	区分	役職名	氏名	備考
1	保護者	ふたば保育園保護者会会長	戸田 昇	
2		大石田保育園保護者会会長	柴田 勝弘	
3		大石田町小中学校 PTA 連合会会長	柏倉 智也	
4	子ども・子育て 関連事業従事者	ふたば保育園理事長	高橋 慎一	会長
5		ふたば保育園園長	高橋紀代美	
6		大石田保育園園長	齋藤よし江	
7		ふたば児童センターセンター長	鈴木 明美	
8		大石田町こども家庭センター統括支援員	青木智栄美	
9	学識経験者	大石田町教育委員会教育文化課課長	小林 基流	
10		大石田町小学校校長会会長	阿部 浩明	
11		統括地域学校協働活動推進員	阿部 雅士	
12		大石田町主任児童委員	安達 良信	
13		大石田町主任児童委員	星川淡紅子	
14	その他	大石田町民生委員児童委員協議会会長	井苺 博子	副会長

### 【策定事務局】

No	区分	役職名	氏名
1	事務局	大石田町保健福祉課課長兼福祉主幹	大沼 裕子
2		大石田町保健福祉課保健衛生主査	柴田 智美
3		大石田町保健福祉課児童福祉主査	佐藤 将



### 第3期大石田町子ども・子育て支援事業計画

発行●令和7年3月 山形県大石田町

編集●大石田町 保健福祉課

〒999-4112 山形県北村山郡大石田町緑町1番地

TEL 0237-35-2111 FAX 0237-35-2118

URL <http://www.town.oishida.yamagata.jp/>

メール [info@town.oishida.yamagata.jp](mailto:info@town.oishida.yamagata.jp)